

茨川市地域福祉計画

2019 年度～2023 年度

2019 年3月

茨川市

はじめに

本市では、2014年度から10か年計画として、『支え合う より良い福祉の まちづくり』を基本理念に掲げ、渋川市地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してまいりました。

近年、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進み、高齢者等の社会的孤立、子どもの貧困が社会問題になるなど、地域の福祉課題は複雑化しております。

このような状況の中、すべての市民が自分に合った暮らしを選択し、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めるには、身近な人との協力を通じて、地域の問題を「我が事」のように捉え、また、多様化・複雑化している問題に対し、「丸ごと」対処できる地域共生社会の実現を目指した地域づくりが求められています。

計画策定以降、子どもの貧困対策の推進や生活困窮者自立支援法の施行、地域包括ケアシステムの構築の推進など、地域福祉を取り巻く社会情勢は刻々と変化しております。この変化に対応するため、計画策定から5年が経過した中間年において、現計画の基本理念及び基本目標は堅持しつつ、国の動向や市民意識調査の結果を踏まえ、計画の見直しを行いました。

本計画は2019年度から5か年を計画期間とし、渋川市社会福祉協議会の「第2次地域福祉活動計画」と基本理念を共有し、両者連携のもと本市の地域福祉の充実を推進するため策定いたしました。

今後も、関連計画との整合を図りながら地域福祉の推進を継続させてまいりますので、皆様方の一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました渋川市地域福祉推進委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

2019年3月

渋川市長 **高木 勉**



目次

第1章 計画の中間見直しにあたって	1
第1節 計画見直しの趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 基本的視点	6
第5節 計画の策定体制・策定プロセス	7
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
第1節 市民意識調査の結果	8
第2節 現行計画の評価・結果	12
第3節 本市の地域福祉をめぐる課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 基本理念	15
第2節 基本目標	16
第3節 計画の体系	17
第4章 地域福祉の取組	18
基本目標1 協働・連携により支え合えるまち	18
基本目標2 適切な支援とサービスが届くまち	25
基本目標3 健康で生きがいを持って暮らせるまち	42
基本目標4 安全・安心に暮らせるまち	48
第5章 計画の推進に向けて	55
第1節 計画の推進体制	55
第2節 計画の評価と見直しに向けて	56
資料編	57
1 渋川市地域福祉推進委員会設置要綱	57
2 渋川市地域福祉推進委員会委員名簿	59
3 渋川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱	60
4 策定経過	62
5 統計データ	63

第1章 計画の中間見直しにあたって

第1節 計画見直しの趣旨

本市においては、2014年3月に「渋川市地域福祉計画」を策定し、「支え合う より良い福祉の まちづくり」を基本理念に掲げ、10年間の計画期間における地域福祉推進の基本的な方向性を定め、地域ぐるみでの地域福祉の推進を図ってきました。策定当初から、社会情勢の変化に合わせて、概ね5年を目途に中間見直しを行うこととしており、国の動向、市民意識調査の結果を踏まえて、計画の中間見直しを行いました。

中間見直しでは、「地域共生社会」の実現に向けて、生活困窮者の自立支援、就労対策、自殺対策などの諸課題の解決と権利擁護支援に取り組むものとし、また、複合的な諸課題に対し、地域住民や地域の多様な主体、行政等が分野横断的に連携して、課題解決を図ることを目指します。

1 地域福祉を取り巻く社会情勢の変化

(1) 福祉ニーズの多様化・複雑化

我が国は、少子高齢化の進行に伴い人口減少社会を迎えています。こうした中、福祉ニーズは、ひとり暮らし高齢者の増加、育児不安、虐待や生活困窮、認知症高齢者の増加、ひきこもり、閉じこもり※など多様化・複雑化しています。

また、支援を要する人が社会的に孤立し、相談や支援を受けられない状況に陥るケースが増加しています。

(2) 「互助」の重要性の増大

多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、公的サービスである「公助」のみによって十分な支援を行うことは困難な状況となっており、インフォーマル※な形での市民同士の支え合いである「互助」や介護保険制度といったシステム化された支援である「共助」の役割が大きくなっています。とりわけ、日常生活上の心配ごとや困りごとに対して、隣近所や地域のボランティアなど、身近な支え合いである「互助」は一層重要性を増しています。

2 国の動向

(1) 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の推進

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、地域ぐるみで切れ目のない支援を目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が進められています。

※ 閉じこもり：高齢者を中心に一日の大部分を家で過ごし、週に1回程度も外出しないこと。
インフォーマル：家族や友人、地域住民、ボランティアなど、公の制度に基づかない形のもの。

（２）子どもの貧困・生活困窮への対応の進展

世帯構造や経済構造が変化する中、経済的に困窮する人の増加が社会的な問題となり、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015年4月に「生活困窮者自立支援法」がそれぞれ施行され、複合的な課題の解決に向けた多分野の連携による相談・支援体制づくりが進められています。

（３）社会福祉法等の一部改正による社会福祉法人の役割強化

2016年3月には、社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、社会福祉法人の非営利性・公益性にふさわしい組織運営及び地域における公益的な取組など、一層の役割強化とともに、地域の様々な主体が連携を図り、積極的に地域社会に貢献していくことが求められています。

（４）「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

2017年2月には、制度・分野ごとに「縦割り」にとらえられてきた諸課題に対し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として「地域共生社会」の実現が目標に掲げられました。

また、「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを改革の骨格とする改革工程が提示されました。

（５）「改正社会福祉法」の施行

2018年4月には、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりや、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化などを盛り込んだ「改正社会福祉法」が施行されました。

3 県の動向

群馬県においては、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉など多岐にわたる福祉分野の施策を統括するため、県の福祉政策の理念や方向性を示す計画として、2015年3月に「群馬県福祉プラン」が策定されました。

4 地域福祉計画について

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、お互いを支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「基本的な進め方」を定める計画です。市民・地域団体・行政などが、それぞれの役割を担いながら、お互いに力を合わせる協働の関係を構築し、住民相互の支え合いの力や関係団体の活動と連携し、公的サービスなどにつなぎ「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることが重要です。

■地域福祉を取り巻く近年の国・県・市の動き

年月	事項
2014 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行
2014 年 3 月	渋川市地域福祉計画の策定
2015 年 3 月	群馬県福祉プランの策定
2015 年 4 月	生活困窮者自立支援法の施行
2016 年 3 月	社会福祉法等の一部を改正する法律の成立
2016 年 5 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
2017 年 2 月	「地域共生社会」実現に向けた改革工程の決定
2018 年 4 月	改正社会福祉法の施行

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、渋川市総合計画を上位計画として、地域福祉の充実を推進するためのものです。

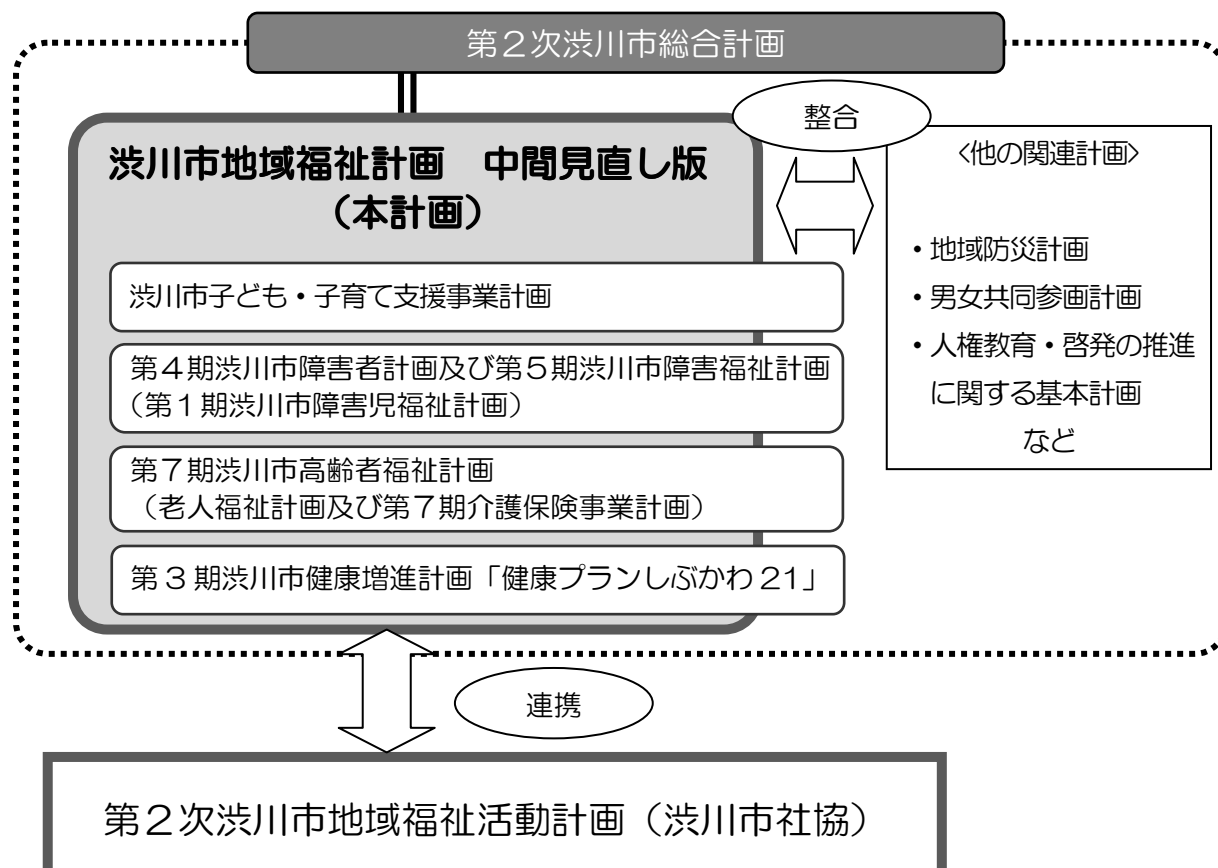
本市には、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）、高齢者福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）、健康増進計画や地域防災計画、男女共同参画計画など、本計画に関連する様々な計画があります。本計画は、これら関連個別計画との整合を図りながら、本市に暮らす全ての人を対象とした、地域における福祉活動推進のための基本計画として策定しました。

また、渋川市と渋川市社会福祉協議会（以下「渋川市社協」という。）は、生活課題の把握とその解決に向けて、相互に協働・連携し取り組みます。そのため、渋川市が策定する渋川市地域福祉計画と、渋川市社協が策定する渋川市地域福祉活動計画とで、基本理念を共有し、両計画の整合を図りながら策定しました。

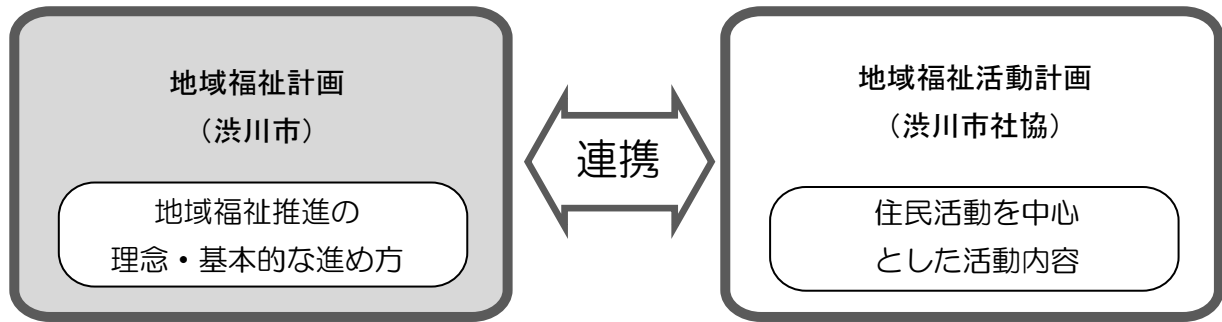
「地域福祉計画」は、地域福祉の理念や基本的な進め方を示す計画です。一方「地域福祉活動計画」は、地域福祉の向上の実現に向けて、その中核的な役割を果たす渋川市社協及び住民が「福祉のまちづくり」を進めていくための行動計画です。

この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が、いわば車の両輪となって、両者の連携のもと、本市の地域福祉を推進します。

■関連計画との関係図

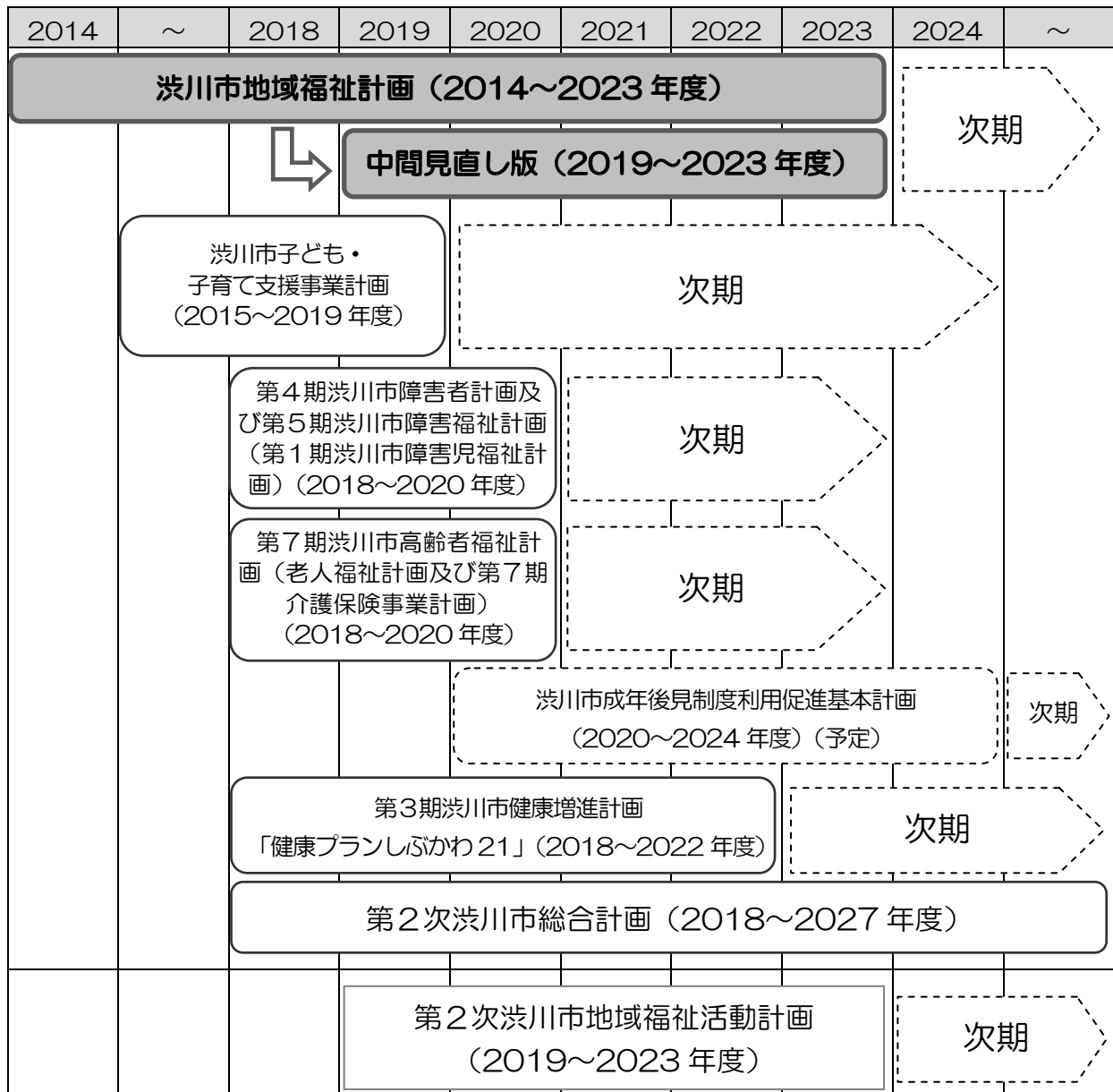


■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



第3節 計画の期間

本計画は、2019 年度から 2023 年度までの5 ヲ年を計画期間とします。



第4節 基本的視点

地域福祉を推進していくためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」を組み合わせ取り組んでいくことが重要となります。

また、近年多様化している生活課題の解決に向けては、「公助」である公的サービスだけでなく「互助」や「共助」の役割が大きくなっています。とりわけ、日常生活上の心配ごとや困りごとに対して、隣近所や地域のボランティアなど、身近な支え合いである「互助」の重要性は一層増しています。

そこで、これまでの「自助」「公助」「共助」に「互助」を加えた次の4つの基本的視点を設定し、本計画を推進します。

基本的視点1 自助：市民一人ひとりの主体的な活動

自分でできることは自分で行い、地域のためにできることは何かを考え、生活課題に対して主体的な取組を進めます。

基本的視点2 互助：市民同士の支え合い（インフォーマルな支援）

隣近所等でのボランティアや地域活動などを通して、困ったときや苦しいときは近隣や地域で支え合い、ともに手を取りあって助けあう、心豊かな地域づくりへ参加します。

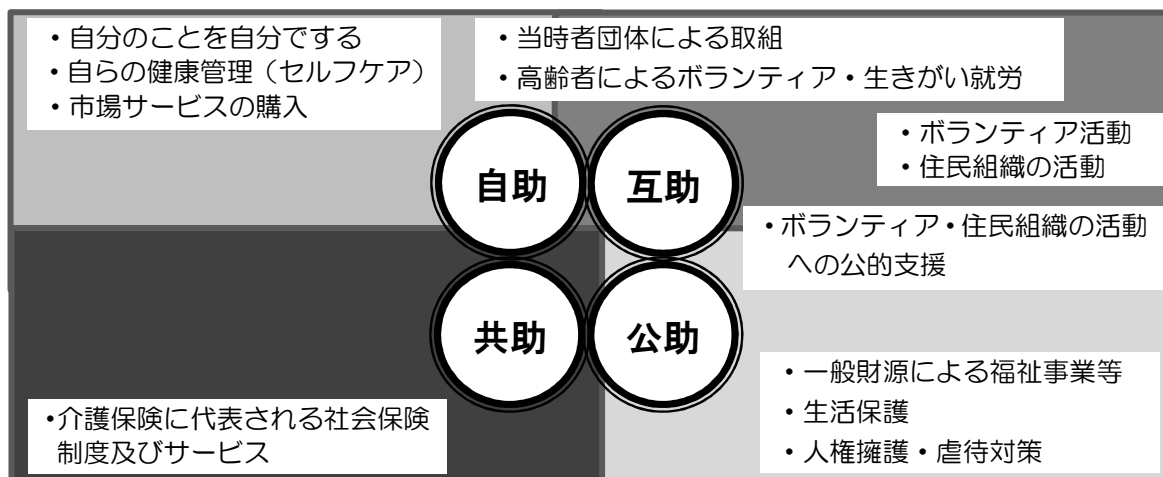
基本的視点3 共助：介護保険事業など（システム化された支援）

介護保険制度など、制度化された地域ぐるみの助け合いや支え合いの仕組みを通じた支援を進めます。

基本的視点4 公助：行政が行う公的なサービスなど（フォーマルな支援）

市民のニーズを的確に把握しながら、市民との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進します。

■助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」



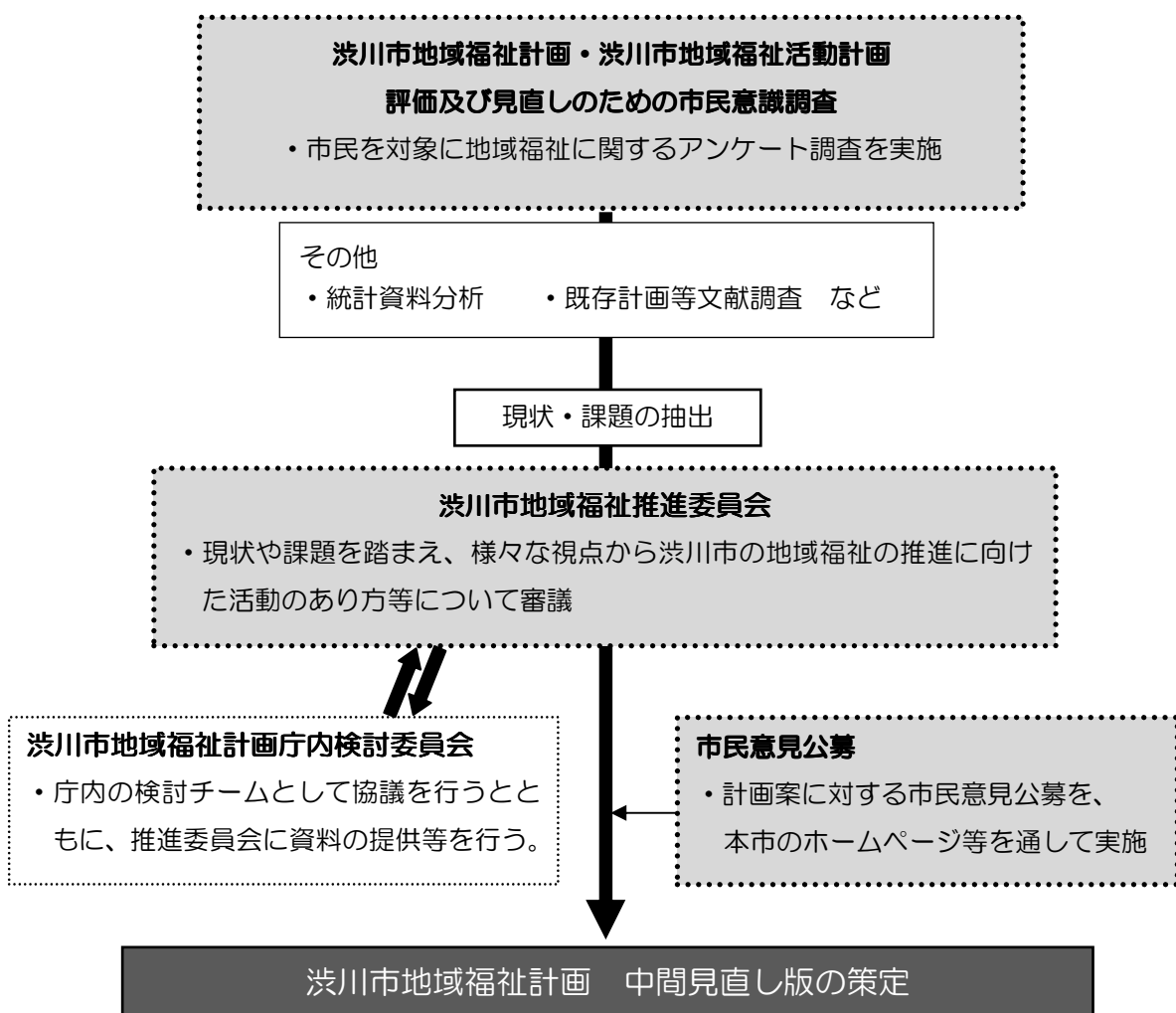
※地域包括ケア研究会報告書（2013年3月）を基に作成

第5節 計画の策定体制・策定プロセス

本計画は、学識経験者、一般市民、ボランティア団体、民生委員児童委員※、その他福祉関係者から構成する「渋川市地域福祉推進委員会」及び市役所の内部組織として「渋川市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置し、市民の意見を取り入れるとともに、市役所内の全庁的な調整を行いながら、計画の策定にあたりました。

また、18歳以上の市民3,000人を対象に、渋川市と渋川市社協が合同で実施した「市民意識調査」や、市民意見公募の実施等を通して、広く市民、地域の意見の反映に努めました。

■策定体制・策定プロセス



※ **市民意識調査**は、市民参加による策定プロセスを示す

※ 民生委員児童委員：民生委員は、地域福祉の向上のために民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねる。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動のほか、行政や社会福祉協議会への協力を行う。

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 市民意識調査の結果

1 市民意識調査の概要

計画の評価及び見直しに向けて、市民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握し、各計画策定及び見直しにあたっての基礎資料とするため、渋川市と渋川市社協が合同で市民意識調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

調査地域	渋川市全域		
調査対象	市内在住の18歳以上の市民3,000人		
標本抽出	住民基本台帳から無作為抽出（地区別・年代別・性別）		
調査方法	郵送（郵送配布・郵送回収）		
調査時期	2017年12月1日～12月15日		
回収結果	発送数（部）	回収数（部）	回収率（％）
	3,000	1,069	35.6

2 市民意識調査の主な結果

（1）地域福祉について知っていること

① 地域福祉に関わる市内施設等の認知度

「内容を知っている」上位3位は〔夜間急患診療所〕（64.4%）、〔老人福祉センター〕（37.0%）、〔すこやかプラザ（子育て支援総合センター）〕（19.6%）となっています。

また、「知らない」上位3位は〔だれでも広場〕（58.7%）、〔社協ボランティアセンターこもれび〕（56.7%）、〔在宅医療介護連携支援センター〕（49.8%）となっています。

前回調査との比較で認知度が上がった項目は〔地域包括支援センター〕、下がった項目は〔在宅介護支援センター〕となっています。

② 地域福祉に関わる行政及び渋川市社協の取組・組織の認知度

「内容を知っている」上位3位は〔民生委員児童委員〕（40.5%）、〔社会福祉協議会〕（38.9%）、〔シルバーカード〕（31.4%）となっています。

「知らない」上位3位は〔生活支援体制整備事業（地域助け合い活動）〕（65.1%）、〔福祉のあし事業〕（64.0%）、〔ファミリー・サポート・センター※〕（62.3%）となっています。

※ ファミリー・サポート・センター：育児や介護の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、互いに助け合う会員組織。

前回調査との比較で認知度が上がった項目は〔シルバーカード〕、下がった項目は〔障害福祉なんでも相談室〕、〔ファミリー・サポート・センター〕、〔子育て支援センター〕となっています。

（２） 地域での生活について

① 現在の近所付き合いの程度・今後の希望

「困ったときに助け合えるような親しい人がいる」(21.5%)が前回調査との比較で7.6ポイント減少し、近所付き合いの希薄化がうかがえます。

一方で、希望する今後の付き合いについては前回調査とほぼ同様の傾向で「ある程度は親しくしたい」(70.6%)が多くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにしたがって現在の付き合いの程度が高くなる傾向が見られますが、今後の付き合いについては、いずれの年齢も「ある程度は親しくしたい」が最も多くなっています。

② 近所の人が困っている時にできること

上位3位は前回調査と同様に「日常の見守り・声かけ」(57.5%)、「話し相手」(52.6%)、「災害時の避難支援」(33.3%)となっており、近隣住民によってニーズに沿った手助けが実践できることがうかがえます。

③ 日常生活で不安に感じていること

上位3位は前回調査と同様に「自分や家族の老後」(59.3%)、「自分や家族の健康」(55.1%)、「収入・生活費」(35.9%)となっており、8割以上の方が日常生活で何らかの不安を感じています。一方で「特にない」は13.7%となっています。

④ 特に地域で取り組むべき課題

「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」(56.5%)が最も多く、「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」(33.9%)も多くなっており、前回調査と同様、いざというときの助け合いの必要性を感じていることがうかがえます。

⑤ 困ったときの相談相手

前回調査と同様、「同居の家族」(68.3%)や「同居していない家族」(50.0%)、「友人・知人」(40.6%)、「親戚」(34.8%)が多く、「市役所」(12.3%)や「社会福祉協議会」(6.3%)、「近所の人」(11.5%)、「民生委員児童委員」(3.9%)は少なくなっています。

また、「相談先が分からない」(4.7%)、「相談相手がいない」(2.7%)、「人には頼らない」(3.5%)との回答が一定数あり、気軽に相談できる相談先としての市、社会福祉協議会の周知や、地域のつながりの中で助け合える関係づくりが重要となっていることがうかがえます。

（３）地域活動・ボランティア活動について

① 地域活動への参加状況

「参加していない」（49.4％）が前回調査との比較で 6.3 ポイント減少しています。「参加している」（41.3％）は、年代別では 40～49 歳で 5 割台と他の年齢に比べて多く、また、地区別では金島地区、北橋地区で、他の地区に比べて多い傾向が見られます。

地域活動に参加していない理由についてみると、若い年代で「仕事が忙しい」が多くなっているほか、「参加方法が分からない」も 18～39 歳で 2 割台とやや多くなっています。

② ボランティア活動への関心・参加状況・今後の参加希望

ボランティア活動への関心については、「関心がある」（53.5％）が多くなっており、18～49 歳でも 4 割台と、低くはない状況となっています。一方で、実際のボランティア活動への参加状況は「参加している」（15.2％）が、前回調査と同様に低い傾向となっています。

ボランティア活動に参加していない理由については、地域活動と同様、59 歳以下で「仕事が忙しい」が多くなっているほか、18～39 歳で「参加方法が分からない」が 2 割台とやや多くなっています。

今後のボランティア活動への参加希望については、30～39 歳で「子育てに関する活動」が 3 割、50 歳以上で「高齢者に関する活動」が 2 割台と、他の年齢に比べて多くなっているなど、各年齢に身近な内容を希望する傾向が見られます。

③ 地域活動やボランティア活動に参加する上で、行政・社会福祉協議会に希望する支援

「活動に関する情報提供」（40.7％）が前回調査と同様最も多く、いずれの年齢でも同様の傾向となっており、地域活動やボランティア活動の参加方法が分からないと回答した層に対する効果的な情報提供方法の検討が重要となっています。

また、18～49 歳では「交通費など実費の補助」の経済的支援、50 歳以上では「活動に関する研修や講習会の開催」といった支援が求められています。

（４）地域での防災について

① 地域での防災に関する認知度

避難場所については認知度が高くなっていますが、30～39 歳で「知らない」が 4 割台と他の年齢に比べて多く、子育て世代で避難場所を把握していない割合が高い状況がうかがえます。

また、地域の自主防災組織や、隣近所で災害時に避難することができない人を「知らない」との回答がいずれも 7 割近い状況で、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

（５）福祉に関する情報について

① 福祉に関する情報

福祉に関する情報の満足度については「まあ満足」（38.3％）が多くなっていますが、「やや不満」（29.7％）も多くなっており、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

関心がある福祉情報ごとの満足度をみると、「生活困窮」（53.2％）と「ボランティア」（49.0％）で「やや不満」と「不満」の合計が他の項目に比べて多くなっており、情報提供の検討が重要となっています。

（６）地域福祉に関する施策について

① 地域福祉に関する施策の満足度と重要度

満足度が低く重要度が高い施策群として「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「防災・防犯体制」、「施設や道路・交通機関の整備」が挙げられます。重要度が高いものの現在の満足度が低いため、最も優先的に取り組むことが期待されていると考えられます。

地域生活における困りごととして、「道路交通・公共交通の整備」（37件）、「マナー・ごみ・衛生」（23件）、「地域の支え合い・自治会活動について」（23件）などが多く挙げられています。これらの解決にはハード面の整備とともに、地域住民の助け合いやつながりの中で解決できることも含まれており、地域住民の助け合い・つながりづくりに向けた支援策の強化が重要となっています。

第2節 現行計画の評価・結果

2014 年度から 2023 年度を計画期間とする現行計画では、4つの基本目標のもと、11の施策の柱を設定し、その柱に沿って 26 の施策と、関連する 58 の「市の主な取組」を記載し、推進を図ってきました。

ここでは、上記 58 の「市の主な取組」に関連する主な事業として 61 の事業を抽出し、その事業の実施状況を基に計画の進捗状況を担当部署にて評価を行いました。

その結果、ABCの3段階評価において、Aの「概ね計画どおり実施」が96.7%と、概ね計画どおりに事業が実施されていることが確認されました。

■ 3段階評価

基本目標	評価	事業数	割合 (%)
基本目標 1 協働・連携により支え合えるまち	A：概ね計画どおり実施	12	92.3
	B：計画どおりではないが実施している	1	7.7
	C：過年度に終了	0	0.0
基本目標 2 適切な支援とサービスが届くまち	A：概ね計画どおり実施	25	96.2
	B：計画どおりではないが実施している	0	0.0
	C：過年度に終了	1	3.8
基本目標 3 健康で生きがいを持って暮らせるまち	A：概ね計画どおり実施	10	100.0
	B：計画どおりではないが実施している	0	0.0
	C：過年度に終了	0	0.0
基本目標 4 安全・安心に暮らせるまち	A：概ね計画どおり実施	12	100.0
	B：計画どおりではないが実施している	0	0.0
	C：過年度に終了	0	0.0
全体	A：概ね計画どおり実施	59	96.7
	B：計画どおりではないが実施している	1	1.6
	C：過年度に終了	1	1.6
	合計	61	

第3節 本市の地域福祉をめぐる課題

近年の社会情勢の変化や市民意識調査結果などをもとに、本市の地域福祉をめぐる課題を次のとおり整理しました。

1 地域のつながりの強化・福祉意識の向上

全国的に地域のつながりの希薄化が進む中、市民意識調査結果では、「困ったときに助け合えるような親しい人がいる」が21.5%と、前回調査との比較で7.6ポイント減少しており、本市も同様の傾向が進んでいることがうかがえます。特に地域で取り組むべき課題としても、「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」が56.5%と割合が最も高くなっており、市民の課題意識の高さにもつながっています。

また、困ったときの相談相手について「相談先が分からない」(4.7%)、「相談相手がいない」(2.7%)との回答が一定数あり、誰もが社会の中で孤立しないよう、気軽に相談できる窓口の周知や、地域で助け合える関係づくりが重要となっています。

地域活動への参加状況については、40代以降において高い傾向が見られますが、10代、20代では他の年代と比べて低い参加割合となっています。

ボランティア活動への参加状況については、地域活動に比べていずれの年代も低くなっていますが、関心は全体で5割強と高い状況となっています。

参加していない理由については、地域活動、ボランティア活動ともに、若い年代で「仕事が忙しい」が最も多くなっているほか、「参加方法が分からない」も少なくないことから、参加方法の周知と、柔軟に参加できる仕組みづくりが課題です。また、「関心がない」や「参加したい活動がない」なども一定数いることから、福祉についての意識・関心を高め、参加につなげていく取組が求められます。

2 適切な支援とサービスの提供

近年、高齢化の進行とともに、高齢者のみの世帯や老老介護、認知症高齢者の増加など、福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。それにともない、社会保障費用は急激に増加する一方で、経済の成熟化によって、財源の確保が一層困難となっています。そのため、現在の福祉サービス水準の維持が大きな課題となっています。

市民意識調査結果では、地域福祉に関する施策について「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「防災・防犯体制」、「施設や道路・交通機関の整備」が、満足度が低く重要度が高いグループに分類され、これらが最も優先的に取り組むことを期待されているものと考えられます。

また、福祉に関する情報の満足度については「満足」、「まあ満足」を合わせた『満足である』が40.0%、「やや不満」、「不満」を合わせた『不満である』が43.1%となっており、適切な情報提供の検討が引き続き重要となっています。

今後は、多様化・増大する福祉ニーズに対して、公的サービスだけでなく、地域のボランティアや地域活動など、地域での支え合いの力を十分に引き出しながら、虐待等、様々な人権侵害を防止するとともに、地域ぐるみでの適切な包括的支援体制づくりとサービス提供を進めることが課題です。

3 健康・生きがいつくりの推進

高齢化の進行や、若者及び働き盛り世代の生活習慣も多様化する中、市民一人ひとりが自らの手で、自分に合った形で健康づくりや介護予防、生きがいつくりに取り組むことが重要です。

市民意識調査結果では、日常生活での不安について、「自分や家族の健康」が55.1%と上位に挙がっています。

一方、参加している地域活動の内容として「スポーツや趣味・学習の活動」が6.7ポイント増加し、また、行政及び渋川市社協で実施している福祉サービスや事業で良いと思うものとして「サロン活動」や「高齢者の健康に関する講座」などが挙がっています。

今後は、市民の誰もが、身近な地域で、それぞれのライフステージ・ライフサイクルに合わせた健康づくり・生きがいつくりの活動に参加できるよう、支援の強化を図る必要があります。

また、地域福祉に関する施策についての満足度と重要度では、「保健・医療体制」は満足度・重要度ともに高くなっています。他方、地域福祉に関わりのある渋川市内の施設等の認知度について〔在宅医療介護連携支援センター〕や〔地域包括支援センター〕は「知らない」あるいは「聞いたことはあるが内容は知らない」の割合がそれぞれ高くなっています。

今後は、在宅医療・介護が進む中、関係機関と連携し、市民が安心して受けられる医療・介護・福祉の充実を図るとともに、関連施設、関連施策、サービスの一層の周知や充実を図る必要があります。

4 安全・安心の確保

近年、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、災害時の支援や見守りが必要な人が増加するとともに、子どもや高齢者が巻き込まれる交通事故も増加しています。また、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪、多様化する消費者被害など、暮らしの安全・安心の確保が大きな課題となっています。

市民意識調査結果でも、日常生活での不安について「自分や家族の老後」が59.3%と最も高く、「防災・防犯」も20.9%と、安全・安心につながる項目が上位に挙がっています。

地域での防災に関する認知度については、避難場所については認知度が高くなっていますが、地域の自主防災組織や、隣近所で災害時に避難することができない人を「知らない」との回答がいずれも7割近くになっており、普段から関心を高める取組が求められます。

他方、近所の人が困っている時に自分ができることについて、「日常の見守り・声かけ」や「災害時の避難支援」が上位に挙がっており、地域ぐるみで安全・安心を確保する具体的な体制づくりにつなげることが課題です。

また、誰もが安心して日常生活を送り、地域活動に参加するためには、移動・交通手段の確保や施設・道路環境の整備が欠かせません。

今後は、地域ぐるみの防災・防犯・交通安全活動や見守り活動を一層充実するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザイン※に基づくまちづくりを進めていく必要があります。

※ ユニバーサルデザイン：障害の有無、性別、年齢、言語の違い等に関わらず、全ての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザイン。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「地域福祉計画」は、地域の課題把握とその解決に向けた本市の取組の基本指針として位置づけるものです。本計画においては、本市に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として支え合い、積極的な「住民参加」と関係機関等との協働・連携により、地域福祉を推進することを通して、より良い福祉のまちづくりをしていこうとの思いから、「支え合う より良い福祉の まちづくり ～やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち～」を基本理念として、地域福祉の推進を図ってきました。

近年の社会情勢の変化や本市のこれまでの地域福祉分野における取組等を検証した結果、引き続き既定計画で設定した方向性を継承し、地域福祉の推進を図ることが適切であると考えられることから、本計画の基本理念を前回と同様に、次のとおり定めます。

支え合う
より良い福祉の
まちづくり

～やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち～

第2節 基本目標

基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおり定めます。

基本目標1 協働・連携により支え合えるまち

地域福祉の出発点は、近所付き合いをはじめとする人と人とのつながりです。地域全体のつながりが強まるよう、地域活動、ボランティア活動をはじめとする様々な活動や交流の活性化を図り、協働・連携して支え合えるまちを目指します。

基本目標2 適切な支援とサービスが届くまち

必要としている人が、適切な形で福祉に関する支援や福祉サービスを受けられるよう、関係機関や福祉サービス提供事業者等と連携し、情報提供や相談支援体制をはじめとする福祉サービスの向上とサービス基盤の充実を図ります。また、虐待等、様々な人権侵害を防止するとともに、包括的・分野横断的な支援体制の構築を図ります。

基本目標3 健康で生きがいを持って暮らせるまち

生涯にわたり、健康で生きがいを持って、いきいきと暮らせるよう、市民の自発的な健康づくり活動を支援するとともに、ライフステージ・ライフサイクルに応じた健康づくり、健康管理、健診・検診等を通して疾病の予防や障害の早期発見・早期対応を図ります。また、誰もが安心して暮らせる地域医療の充実に向けて、関係機関との連携を強化します。

基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

災害時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難支援の体制づくりを進めるとともに、防犯や交通安全についても、意識啓発や地域の目配りなど、地域が一体となって安全・安心なまちづくりを目指します。また、誰もが安心して外出し、地域での活動に参画できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

第3節 計画の体系

本計画では、4つの基本目標と12の施策の柱のもと、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

基本目標	施策の柱	施策	ページ
基本目標1 協働・連携により支え合えるまち	1 市民と行政の協働・連携の充実	(1) 市民と行政の協働・連携体制の充実	18
		(2) 庁内の地域福祉推進体制の確立	19
	2 市民活動への支援	(1) 地域団体・組織等への支援	21
		(2) ボランティアの育成と活動への支援	22
	3 福祉人材の育成と活用	(1) 福祉人材の育成・活用	23
		(2) 福祉教育への支援	24
基本目標2 適切な支援とサービスが届くまち	1 子育て支援の充実	(1) 保育・子育て支援の充実	25
		(2) 児童・生徒の健全育成	26
	2 高齢者支援の充実	(1) 高齢者福祉施策の充実	28
		(2) 介護予防・介護保険事業の充実	30
	3 障害者支援の充実	(1) 障害者福祉施策の充実	31
		(2) 障害のある子どもの保育・教育の充実	32
		(3) 障害のある人のコミュニケーション支援	33
	4 権利擁護・生活支援の充実	(1) 権利擁護の充実	34
		(2) 民生委員児童委員との連携と活動支援	36
		(3) 生活困窮者の自立支援	37
		(4) 若者世代と働く世代への支援	38
	5 包括的な支援体制の充実	(1) 「地域共生社会」の実現に向けた包括的・分野横断的支援体制の充実	40
基本目標3 健康で生きがいを持って暮らせるまち	1 健康・生きがいづくりの推進	(1) 子どもと女性の健康づくりの充実	42
		(2) 成人の健康づくりの充実	43
		(3) 高齢者や障害のある人等の健康・生きがいづくりの充実	44
	2 地域医療の充実	(1) 地域医療体制の充実	46
基本目標4 安全・安心に暮らせるまち	1 安全対策の充実	(1) 避難行動要支援者等への支援体制の充実	48
		(2) 防犯・防災対策の充実	49
		(3) 交通安全体制の整備	51
	2 活動しやすい環境づくりの推進	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	52
		(2) 移動・外出環境の充実	53

第4章 地域福祉の取組

基本目標 1 協働・連携により支え合えるまち

1 市民と行政の協働・連携の充実

(1) 市民と行政の協働・連携体制の充実

【現状と課題】

本市では、市民主体の地域福祉のまちづくりに向けて、市民と行政との対話や、市民主体の取組への支援、男女共同参画の推進など、多様な取組を実施しています。

高齢化の進行に伴い、地域住民と行政や関係機関、団体等が一層の連携を深めながら、地域課題の解決に当たる必要があります。

【施策の方向性】

市民と行政の協働・連携強化に向けて、意見交換や情報共有の機会を増やすとともに、誰もが地域づくりに関われる環境づくりを推進します。

【市の主な取組】

・市民と行政の対話の促進

対話集会を通じた市民と市長の対話の実施をはじめ、幅広い市民と行政の意見交換、情報交換の機会づくりを推進します。

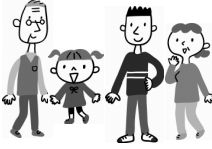
・市民とともに進めるまちづくりの支援

子ども議会の実施をはじめ、市民とともにまちづくりを進める体制と仕組みづくりを推進します。

・男女共同参画の推進

性別に関わらず一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組の充実を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●行政との意見交換や地域活動への参加に努めましょう。 ●行政との協働事業に積極的に取り組みましょう。 ●男女が対等であるとの意識を高め、互いを尊重し合いましょう。
関係機関・団体等 	●市民との協働による地域福祉活動を推進しましょう。 ●地域の様々な主体との情報交換・連携に努めましょう。 ●男女共同参画の推進に向けた取組の推進に努めましょう。

（２）庁内の地域福祉推進体制の確立**【現状と課題】**

各福祉分野における課題は高度化、複雑化しており、各分野において専門性を高めるとともに、分野横断的、複合的な課題の増加に応じた、全庁的な連携体制の強化が求められます。

【施策の方向性】

これまで以上に高度化、複雑化する生活課題に適切に対応できるよう、個人情報管理を徹底しながら、全庁的な対応に向けた体制づくりを進めます。

【市の主な取組】**・地域福祉計画の策定**

地域の実状に応じた地域福祉推進の理念・基本的な進め方を定めるため、2018 年度に計画の中間見直しを実施し、2019 年度から 2023 年度を計画期間とする計画（本計画）を策定し、計画に基づいた取組を推進します。

・子ども・子育て支援事業計画の策定

次代を担う子どもの健全育成と子育て支援の充実に向けて、現行計画の進行管理を行いつつ、2019 年度に、次期計画の策定を行います。

・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

障害のある人の福祉の向上と障害者福祉サービスの充実に向けて、現行計画の進行管理を行いつつ、2020 年度に、次期計画の策定を行います。

・高齢者福祉計画の策定

高齢者の福祉の向上と介護保険事業の円滑な推進に向けて、現行計画の進行管理を行いつつ、2020年度に、次期計画の策定を行います。

・健康増進計画の策定

市民との協働による健康づくりと、健康な地域づくりに向けて、2022年に次期計画を策定するにあたり、各事業の推進状況と効果の検証に努めます。

・福祉分野以外の分野との連携強化

分野横断的、複合的な課題への対応に向けて、福祉分野以外の担当部署との連携強化を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●行政が策定する計画など、行政が発信する情報を生活に役立てましょう。 ●生活の中で不安や悩みを感じたら、行政などの相談窓口を活用しましょう。
関係機関・団体等 	●行政との情報交換・連携を積極的行いましょう。 ●地域の福祉ニーズの把握に努め、行政等との共有を図りましょう。

2 市民活動への支援

(1) 地域団体・組織等への支援

【現状と課題】

本市では、自治会活動をはじめ、様々な地域団体・組織が地域福祉の推進に係る活動を推進しています。一方、多忙や参加方法が分からないといった理由から、地域活動に参加していない人も少なくありません。

地域の団体・組織活動の周知とともに、若者や働き盛り世代をはじめ幅広い世代が活動に参加できる仕組みづくりが求められます。

【施策の方向性】

自治会活動をはじめ、地域福祉の推進における重要な役割を担う地域団体・組織等の活動についての周知を行うなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

【市の主な取組】

・地域組織・団体活動の支援

活動の周知や補助金交付などを通して、地域組織・団体組織の活性化に向けた支援を行います。

・社会福祉協議会の強化に向けた支援の充実

地域福祉の推進における重要な主体である渋川市社協の活動強化に向け、募金活動への連携をはじめ、様々な支援の充実と連携強化を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●自治会、消防団、PTA、子ども会など、地域団体・組織に加入し、活動に参加しましょう。 ●社会福祉協議会の活動について理解を深め、活動を支援しましょう。
関係機関・団体等 	●組織・団体の活動内容の周知に努めましょう。 ●社会福祉協議会との交流・連携を図りましょう。

(2) ボランティアの育成と活動への支援

【現状と課題】

本市では、様々な分野でボランティア活動が行われており、市民意識調査の結果でも、ボランティアへの関心は高い状況です。一方で、関心の高さに比べて実際に参加している割合は低く、特に多忙を感じている働き盛り世代の参加が難しい状況です。また、40歳未満で「参加方法が分からない」が2割台とやや高くなっています。

渋川市社協では、ボランティア活動に関する情報提供や相談を実施しています。今後も渋川市社協等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や相談活動の充実と、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

渋川市社協等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供・相談活動を行い、市民のボランティア活動への参加促進とボランティア団体への活動支援を推進します。

【市の主な取組】

・NPO・ボランティア活動への支援

渋川市社協等と連携し、視察研修、セミナー、地域づくり勉強会等の研修を開催し、より良い環境でボランティア活動が行えるよう、支援を行います。

また、NPO・ボランティア等の市民活動を支援するために開設された「しぶかわNPO・ボランティア支援センター」を通して、情報提供や相談支援、人材育成、団体間の交流促進を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●地域の身近なボランティア活動について興味を持ちましょう。 ●ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ●ボランティア活動の知識や技能を高める講習等に参加しましょう。
関係機関・団体等 	●地域のボランティア活動団体との交流に努めましょう。 ●市民のボランティア参加を積極的に受け入れましょう。 ●ボランティアに関する情報を積極的に発信しましょう。

3 福祉人材の育成と活用

(1) 福祉人材の育成・活用

【現状と課題】

本市では、多くの市民が様々な地域活動、ボランティア活動に参加し、地域の実状に即した活動を展開しています。

一方で、福祉に関するニーズは多様化・複雑化しており、そうした福祉ニーズに対応できる知識や技能を身に付けていくことが求められます。また、多様な人材が持つ知識や経験を十分に活かせる環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

渋川市社協等と連携し、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できる人材の育成と、活動を志す人材が十分に活動できる環境づくりを推進します。

【市の主な取組】

・福祉活動人材育成の支援

渋川市社協等と連携し、様々なボランティア活動に関する知識や技能を習得するための講座や講習を開催するなど、多様な福祉人材の育成を支援します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●日頃から身近に困っている人がいたら手助けしましょう。 ●福祉に関する講座や講習を積極的に受けましょう。 ●ボランティアに登録し、活動機会を増やしましょう。
関係機関・団体等 	●地域活動等を通してボランティアの養成に取り組みましょう。 ●ボランティアをしたい人・してほしい人をつなぐ役割を担いましょう。

（２）福祉教育への支援

【現状と課題】

本市では、学校教育や社会教育を通して、様々な福祉教育活動が行われており、福祉についての理解の促進及び福祉文化の定着を図る上で重要な役割を果たしています。

市内の各地域では、高齢化や人口減少の度合いも異なり、地域ごとに課題やニーズも様々です。

今後は、福祉への理解の向上と、各地域の福祉課題の解決に向けて、学校教育や社会教育への一層の支援の充実が求められます。

【施策の方向性】

体験活動の実施など、関係機関、団体、ボランティア等と連携しながら、学校における福祉教育の推進を図ります。また、公民館等と連携し、地域の生活課題に即した講座の充実など、市民が積極的に参加しやすい環境づくりを推進します。

【市の主な取組】

・学校教育を通した福祉教育の推進

教職員に対する研修や情報交換の機会を設け、福祉についての理解の向上を図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、障害の有無等に関わらず互いに認め合い助け合う心の育成に向けて、共に活動する場や機会づくりを推進します。

・社会教育を通した福祉教育の推進

公民館等と連携し、市民が積極的に参加したくなる講座等の提供と、家庭や地域における福祉教育への支援を行います。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●保育所（園）・幼稚園・学校等の体験活動等を支援しましょう。 ●地域の生活課題の解決につながる活動に参加しましょう。 ●福祉に関する講座や講習を積極的に受けましょう。
関係機関・団体等 	●保育所（園）・幼稚園・学校等の体験活動等を支援しましょう。 ●地域行事・地域活動に積極的に参加し、支援しましょう。 ●地域の生活課題の解決につながる活動に取り組みましょう。

基本目標2 適切な支援とサービスが届くまち**1 子育て支援の充実****(1) 保育・子育て支援の充実****【現状と課題】**

国では、「子ども・子育て支援法」のもと、保育サービスの充実をはじめとする総合的な子ども・子育て支援の推進に向けた取組が進められています。

本市でも、多様化する保育・子育て支援のニーズに対応したサービスの提供を行うとともに、様々な子育て支援団体やボランティアが子育て支援に関する活動を行ってきました。しかしながら、子育てへの不安や悩みを抱える人も少なくありません。

今後も、市民の保育・子育て支援に対するニーズを的確に把握しながら、質の高い保育サービスの提供に向けた支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支える体制づくりの推進が必要です。

【施策の方向性】

誰もが安心して子育てができるよう、保育サービス・子育て支援の充実に努めます。また、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを目指します。

【市の主な取組】**・保育・相談体制の充実**

安心して子育てができるよう、渋川市子育て支援総合センターをはじめとする、就園前児童及び保護者同士のふれあいの場づくりを進めるとともに、同センター内に設置された「しぶかわ子育て総合窓口」や、家庭児童相談室等、子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。

・保育所運営・活動の充実

保育所運営の質の向上を図るとともに、保育サービスの向上に向けて、民間保育園及び認定こども園に対する支援を行います。

・子育て支援の充実

保育・教育環境の充実に向けて、保育所（園）、幼稚園及び認定保育園への支援を行うとともに、仕事と育児の両立を図るためのファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育、一時保育などの支援体制を充実します。

また、出産育児一時金の支給や中学生までの子ども医療費を助成します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●子育てへの不安や悩みを抱えている人が身近にいたら、相談機関への相談を勧めましょう。 ●ファミリー・サポート・センターについての理解を深めましょう。
関係機関・団体等 	●子育て支援サービスの内容の充実を図りましょう。 ●保育・子育て支援サービス従事者の資質向上を図りましょう。

（２）児童・生徒の健全育成

【現状と課題】

児童・生徒の健全な育成に向けて、家庭や地域の役割は非常に重要です。しかしながら、近年、ライフスタイルの多様化や、地域の人たちとのつながりの希薄化など、子どもたちの育成環境が大きく変化しています。

また、いじめや自殺、不登校の問題なども顕在化しており、子どもたちが安心して、のびのびと活動できる場や環境の確保が重要な課題となっています。

今後は、子どもたちが安心して相談できる場の確保をはじめ、居場所づくりの充実や、多様な世代との交流機会の確保など、子どもたちが安心して地域の中で活動できる環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

子どもたちの健やかな成長に向けて、家庭・学校・地域・関係機関等が連携し、地域ぐるみでの児童・生徒の安全確保と、健全な育成を支える体制づくりを推進します。

【市の主な取組】

・学童保育への支援

子どもの健全育成と、子育て・仕事の両立支援に向けて、各地域のニーズの増加等、実状に応じた放課後児童クラブの運営を支援します。

・魅力ある学校づくりの支援

車いす体験や手話教室等、福祉体験学習をはじめとする、各学校の個性や特色を活かした自主的・創造的な教育活動を支援します。

・学校施設・設備の充実

児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を行います。また、コンピュータなどの設備についても計画的な更新を進めます。

・家庭児童相談室による支援

児童の健やかな成長に向けて、家庭児童相談員による相談支援を行います。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●日常の中で地域の子どもたちを見守りましょう。 ●地域の子どもたちへの声かけを通して、つながりを深めましょう。 ●子どもたちとの交流機会を通して、豊かな知識・経験を伝えましょう。
関係機関・団体等 	●学校や地域で行う、児童・生徒の健全育成活動に協力しましょう。 ●子どもたちの居場所づくりを支援しましょう。 ●活動の中で、子どもたちとの交流機会を増やしましょう。

2 高齢者支援の充実

(1) 高齢者福祉施策の充実

【現状と課題】

本市では、高齢者の生活を支援するため、渋川市社協等と連携し、多様な高齢者福祉に関するサービス提供や支援に向けた取組を展開しています。

高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や認知症を伴う高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者の増加が見込まれることから、市民の理解を高めながら、地域ぐるみで見守りと支援を行うことが重要です。

今後も、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向けて、高齢者の見守りや生活ニーズに応じた支援を、地域ぐるみで推進することが求められます。

【施策の方向性】

地域包括支援センターの運営や、「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の推進など、身近な地域で高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを、渋川市社協をはじめとする関係団体・機関等と連携しながら進めます。

【市の主な取組】

・高齢者支援体制の充実

関係団体・機関等と連携しながら、地域包括支援センターの運営や日常生活での自立への支援、成年後見制度^{*}利用支援など、身近な地域における高齢者ケアと支援体制の充実を図ります。

・ひとり暮らし高齢者等の支援

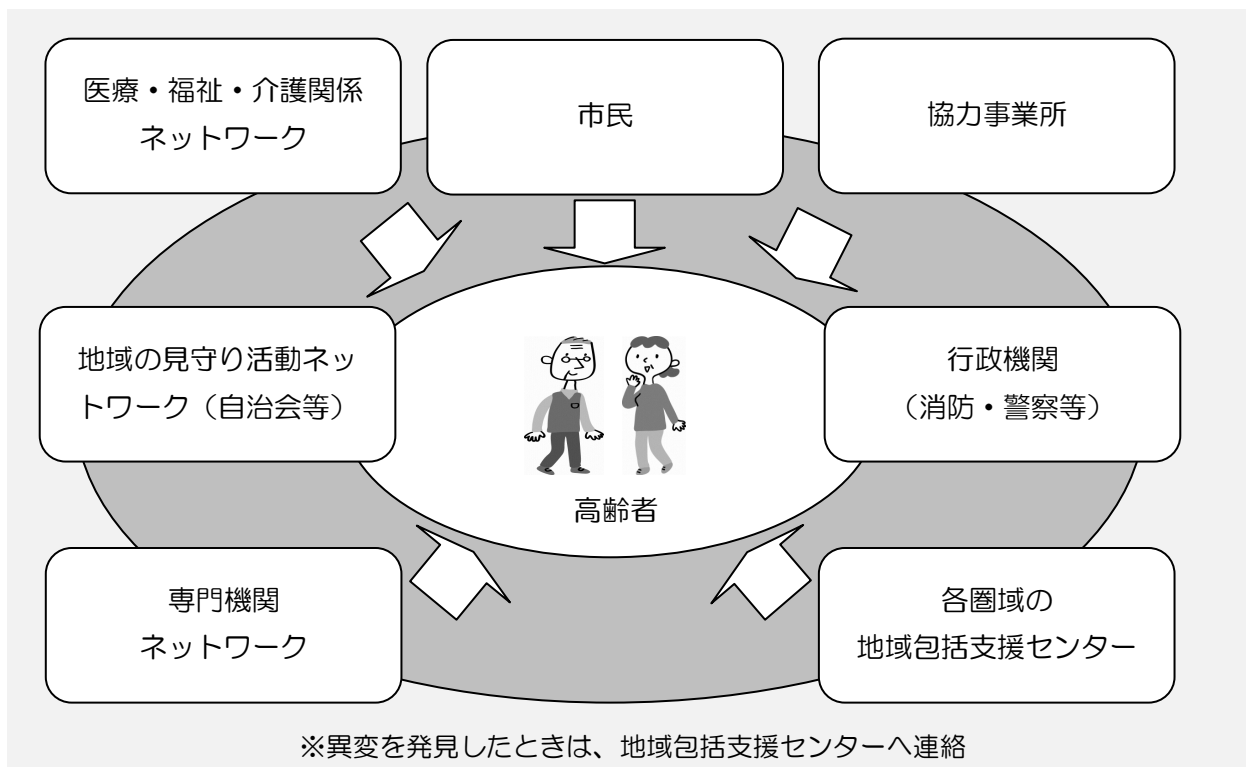
ひとり暮らし高齢者や認知症を伴う高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者など、支援を必要とする方が、身近な地域の中で安心して暮らせるよう、「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の推進をはじめ、関係団体・機関等と連携しながら、日常生活を支える仕組みの充実を図ります。

.....
^{*} 成年後見制度：障害や認知症などのため判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、援助を行う制度。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●ひとり暮らし高齢者など、日常の中で見守りに努めましょう。 ●認知症について、正しい理解を深めましょう。 ●成年後見制度について、正しい理解を深めましょう。
関係機関・団体等 	●サロン活動、見守り活動などに取り組みましょう。 ●行政や関係機関等と連携し、高齢者の暮らしの支援に努めましょう。

■「高齢者等あんしん見守りネットワーク」イメージ図



（２）介護予防・介護保険事業の充実

【現状と課題】

高齢化が進む中、いつまでも介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、介護予防の重要性は一層高まっています。介護予防には、普段から身近な仲間と気軽に楽しく取り組むことも重要です。

本市では、介護予防の普及啓発、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者に対する介護予防事業などに取り組んでいます。

一方で、介護保険制度について情報提供や、在宅ケアの推進に向けた体制整備、質の高いサービス提供基盤の確保など、介護保険事業計画に基づき、計画的な介護保険サービスの充実が求められます。

【施策の方向性】

地域の様々な活動への支援を通して介護予防の普及・啓発を図るとともに、介護予防事業の充実を図ります。

また、介護が必要となった際には、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスについての適切な情報提供や、サービス提供を行います。

【市の主な取組】

・介護予防支援の推進

介護予防への理解と取組の促進に向けて、地域包括支援センターや渋川市社協等と連携し、介護予防、フレイル（高齢者の筋力や活動能力が低下している状態）予防につながる各種教室、講演会、研修等を実施します。また、住民主体の介護予防の場づくりを推進します。

・介護支援の充実

高齢者が、必要な各種保健・福祉サービスを受けられるよう、地域包括支援センター等と連携し、相談活動やふれあいサロン活動の支援等を行います。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●日頃から介護予防活動の実践に努めましょう。 ●介護保険制度への理解を深めましょう。 ●地域の交流活動に積極的に参加しましょう。
関係機関・団体等 	●サービス従事者の資質向上を図りましょう。 ●行政やサービス提供事業者との連携に努めましょう。

3 障害者支援の充実

(1) 障害者福祉施策の充実

【現状と課題】

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、地域の人々の理解と手助けが不可欠です。

国では、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」をはじめ、障害のある人への支援に向けた体制づくりを進めています。

一方で、就労や住居の確保をはじめ、障害のある人が地域で安心して暮らす上で、解決すべき課題は少なくありません。

今後も、障害についての正しい理解を普及するとともに、地域ぐるみで障害のある人を支えるまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

関係機関、事業所等と連携し、情報提供や相談、障害福祉サービスの提供を行うとともに、広報や各種催し等の機会を通して、障害についての正しい理解の普及と、障害のある人を支えるまちづくりの推進を図ります。

【市の主な取組】

・障害のある人の総合的な支援の充実

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し、相談、サービス提供など総合的な支援を行います。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●障害に関する正しい理解を深めましょう。 ●身近に困っている人を見かけたら、積極的に手助けしましょう。
関係機関・団体等 	●障害福祉サービスの充実を図りましょう。 ●サービス従事者の資質向上を図りましょう。 ●行政やサービス提供事業者等との連携に努めましょう。

（２）障害のある子どもの保育・教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもたちが個性と能力を伸ばしながら健やかに育つためには、一人ひとりの状況に応じた適切な保育・教育を行うことが重要です。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園においては、障害のある子どもたちに配慮した適正な保育士配置や研修の充実を図る必要があります。

小・中学校においては、障害の種別に応じた指導を行うとともに、増加傾向にある発達障害の子どもへの受け入れ体制の充実が必要です。

障害のある子どもたちが、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、子ども自身の希望を尊重しながら、適切な就学・就労に向けた進路指導、相談、サービス利用を進めるとともに、保護者等も安心して子育てに取り組めるよう、情報提供をはじめとする支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

障害のある子どもたち一人ひとりの個性と能力が十分に発揮され、健やかに育っていけるよう、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中学校、行政、関係機関・団体と地域が連携して、保育・教育の充実を図ります。

【市の主な取組】

・家庭児童相談室による支援

障害のある子どもたちが、家庭や学校等の場で適正な養育を受けられるよう、家庭児童相談員をはじめ、保健師、関係機関等と連携し、養護相談、障害相談等を行います。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●発達障害などについての理解に努めましょう。 ●障害のある子どもへの見守りなどに努めましょう。
関係機関・団体等 	●保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中学校、行政、関係機関・団体、地域が連携し、障害のある子どもの保育・教育の充実に努めましょう。 ●障害のある子どもが利用できる福祉サービスの充実に努めましょう。 ●障害のある子どもの進学、就職に向けて、支援を行いましょう。

（３）障害のある人のコミュニケーション支援

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加・交流をしていく上で、日常のコミュニケーション手段の確保や情報の適切な入手は重要です。しかしながら、障害の状況によって、十分なコミュニケーションや情報入手が困難なケースが少なくありません。

そのため、関係機関やボランティア団体等と連携し、手話通訳、要約筆記、音声機器、FAX、IT機器などを活用し、障害の状況に応じた適切なコミュニケーション手段の確保と情報提供が行える環境づくりを進め、障害のある人の社会参加・交流の促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

関係機関やボランティア団体等と連携し、障害のある人のコミュニケーション支援、情報提供の支援を通して、障害のある人の社会参加・交流の促進を図ります。

【市の主な取組】

・社会参加への支援

障害のある人が参加し、相互の親睦を図ることができるイベントや講座等の開催に対して、支援を行います。また、手話奉仕員養成講座の開催など、コミュニケーション手段の確保に向けた取組を推進します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●普段から障害のある人とのコミュニケーションに努めましょう。 ●手話や要約筆記など、障害のある人とのコミュニケーション技能の習得に努めましょう。
関係機関・団体等 	●コミュニケーションを支援するサービスの充実に努めましょう。 ●コミュニケーション能力の向上に努めましょう。

4 権利擁護・生活支援の充実

(1) 権利擁護の充実

【現状と課題】

本市では、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会づくりに向けて取り組んでいます。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てへの不安や悩みを抱えて孤立し、子どもへの虐待につながる事例が全国的に増加傾向となっています。こうした中、子どもたち一人ひとりの権利擁護に向けて、子育て支援に係る関係機関・団体、子育て支援サービス提供事業者などが一層の連携を図る必要があります。

また、不登校や自殺、いじめなど、近年増加している課題についても、学校・PTAをはじめとする地域と行政が連携し、適切な対応を図ることが重要です。

高齢者においては、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加などが見込まれます。介護等が必要となっても主体的に尊厳のある暮らしが続けられるよう、高齢者一人ひとりの権利擁護を図る必要があります。

本市では、地域包括支援センターや、障害者虐待防止センターの活動を通して、高齢者や障害のある人の権利擁護に努めていますが、地域住民による見守りをはじめとする取組の充実と連携強化が不可欠です。

今後も、関係機関や地域と連携し、子ども、高齢者、障害のある人、女性、LGBT※など、あらゆる市民の権利擁護に向けて、地域ぐるみの見守り支援や、成年後見制度等を活用した権利擁護の取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

民生委員児童委員や関係機関、地域と連携し、子ども、高齢者、障害のある人などに対する虐待防止に向けた啓発と、権利擁護に向けた取組の充実を図ります。

【市の主な取組】

・子どもの虐待防止

急増する児童虐待に対応するため、民生委員児童委員や地域の人などのネットワークを活用した早期発見・早期対応を行うとともに、多様化する相談内容に対して、家庭児童相談員による相談支援や、要保護児童対策地域協議会等を通して、児童虐待の防止に努めます。

.....
※ LGBT：Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人）のこと。性的マイノリティを表す言葉。

・高齢者の虐待防止

高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、地域包括支援センターでの相談・支援活動をはじめ、パンフレットや広報紙、講演会の開催等による啓発・周知を行うとともに、関係者の研修等を行います。また、地域での高齢者見守り体制の充実に向けた、高齢者の見守りネットワークの推進に努めます。

・障害のある人の虐待防止

障害者虐待防止センターを通して、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めます。また、必要に応じて、一時保護等を実施します。

・女性やLGBTなどへの理解と配慮の促進

女性への虐待防止に向けた取組を進めるとともに、LGBTなどの多様な性についての理解と必要な配慮の促進を図ります。

・成年後見制度の利用支援

認知症、知的障害、その他の精神上的の障害などの理由により、自己判断が困難な人に対して、権利擁護の必要性が高まっているため、2019年度に策定予定の「渋川市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、渋川市社協や関係機関と連携しながら取組を推進していきます。

また、利用促進のための相談窓口の明確化や周知をはじめ、市民後見人の育成等、成年後見制度の利用促進を図ります。

そして、「高齢者等あんしん見守りネットワーク」や「渋川広域地域自立支援協議会」を通して権利擁護に関する協議の推進と連携の強化を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●子育て家庭が孤立しないよう、日頃からの交流・支援に努めましょう。 ●日頃から高齢者の見守りに努めましょう。 ●障害に関する正しい理解を深めましょう。 ●子育て家庭、高齢者、障害のある人への身近な手助けやボランティア活動などに努めましょう。 ●女性やLGBTなどの多様な性への理解と配慮に努めましょう。
関係機関・団体等 	●行政、学校、PTA、関係機関等と連携し、子どもの権利擁護に努めましょう。 ●行政等と連携し、高齢者の権利擁護に努めましょう。 ●行政等と連携し、障害のある人の権利擁護に努めましょう。 ●行政等と連携し、女性やLGBTなどの多様な性の権利擁護に努めましょう。

（２）民生委員児童委員との連携と活動支援

【現状と課題】

民生委員児童委員は、市民の様々な悩みごとの相談や見守り活動などに取り組んでいます。が、地域での高齢化が進む中、見守り対象者の増加や、地域の生活課題の多様化・複雑化に伴い、役割と負担が増大しています。

今後は、民生委員児童委員が円滑に相談・支援活動を行えるよう、個人情報保護に十分配慮しながら、適切な情報共有を図るとともに、相談者の問題解決に向けた関係機関の連携を強化する必要があります。

また、多様化・複雑化する業務に対応できるよう、知識の向上を図り相談者等への支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

地域福祉推進の重要な担い手として、民生委員児童委員の知識の向上を図るとともに、民生委員児童委員の活動を地域に周知するなど円滑な活動が行えるよう、行政、関係機関や人権擁護委員※など、地域で活動する福祉関係者等との情報共有と連携・支援の強化を図ります。

【市の主な取組】

・民生委員児童委員活動への支援

常に民生委員児童委員の知識の向上を図った上で、活動助成等を通して、民生委員児童委員活動への支援を行います。また、関係機関との連携を強化し、民生委員児童委員活動の充実を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●民生委員児童委員の活動への理解を深め、活動への協力に努めましょう。 ●地域で困ったことや不安なことがあれば、民生委員児童委員に相談しましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、民生委員児童委員活動への支援に努めましょう。 ●普段から、民生委員児童委員との交流、情報交換に努めましょう。

※ 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティア。

（３）生活困窮者の自立支援

【現状と課題】

市民一人ひとりが安心して自立的な生活を送るためには、経済的な基盤の確保が重要です。近年、雇用環境や家庭環境が大きく変化しており、経済的基盤が不安定な世帯が増加しています。

また、生活に困窮する要因は複雑な面もあり、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい相談・支援を関係機関が連携して行うことが重要です。

国では、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015年4月に「生活困窮者自立支援法」がそれぞれ施行され、生活困窮への対応強化が図られる中、本市でも2015年4月に自立支援相談窓口を設置し、生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

今後は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、その自立に向け、それぞれの状況に応じた適切な援護制度の活用や就労支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の自立に向けて、ハローワークや事業所等と連携した就労支援や訓練支援を行います。また、福祉関連部署と連携した生活保護の実施など、家庭状況等を考慮しながら、適切な援護制度の活用や支援を、関係機関、関係部署の横断的な連携のもと実施します。

【市の主な取組】

・生活困窮者の自立支援の推進

就労、居住、家族、子どもの教育など、生活困窮者の様々な不安や悩みについて、相談支援員が相談に応じ、関係機関と連携しながら、解決に向けた支援を行います。

また、生活困窮家庭が、生活の安定、自立に向けて積極的に活動できるよう、相談窓口を設置し、家庭児童相談員による生活全般の相談活動や、就労支援員による就労指導、学習支援員による子どもの学習支援など、各家庭の状況を踏まえた支援を行います。

・生活保護受給世帯に対する自立支援制度の実施

生活保護制度は、最低限度の生活を保障する制度であり、単に生活に困窮した者に最低限度の生活を保障するということだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立に向けた取組を進めます。

また、生活保護の脱却には至らずとも就労収入増を図り、児童のいる世帯の保護者については、児童養育に関心が持てるよう保護者の自立支援に取り組みます。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●生活に困窮して悩んでいる人が身近にいたら、相談機関に相談できることを知らせましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、経済的に困窮している世帯等への相談・支援に努めましょう。

（４）若者世代と働く世代への支援

【現状と課題】

近年、若者世代のひきこもりが増加し、さらに長期化しているため、社会参加が難しくなる状況が生じています。また、経済環境の変化により、働く世代も含め、安定した就労先の確保が難しくなっていることから、経済基盤が弱くなり未婚率も上昇しています。

一人でも多くの若者や働く世代が、自信と希望を持って自立した生活基盤を築けるよう、情報提供、相談、就業支援など、社会参加に向けた総合的な支援を行うことが重要です。

今後は、カウンセリングや就業指導など、市内外の専門機関等との連携のもと、若者世代と働く世代の自立に向けた継続的な支援の強化が必要です。

【施策の方向性】

ハローワークや市内企業など関係機関と連携し、市内の高校生をはじめとする若者世代と働く世代の自立に向けた継続的な支援を行います。

【市の主な取組】

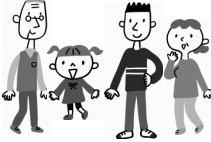
・就業機会の充実

市内の高校生をはじめとする若者世代の就業支援、女性や障害のある人などすべての人が働きやすい環境づくりに向けて、ハローワークや市内企業など関係機関と連携し、企業ガイダンスや企業見学、就業援助セミナーの実施など、就業希望者への助言指導や雇用情報の提供・啓発に努めます。

・雇用に関する相談事業の充実

雇用環境の変化に対応するため、若者や子育て世代などを中心とした就業に関する相談体制の充実を図ります。また、雇用を巡るトラブルなどに対応するため、専門機関と連携しながら相談事業を実施し、健全な雇用の確保を促進します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	● 普段から声をかけ合い、地域で助け合える環境づくりに努めましょう。 ● 困っている若者が身近にいたら、一人で悩まず、行政等で相談できることを知らせましょう。
関係機関・団体等 	● 行政等と連携し、若者・勤労世代への相談・支援に努めましょう。 ● 行政等と連携し、就労の場の提供に努めましょう。

5 包括的な支援体制の充実

（１）「地域共生社会」の実現に向けた包括的・分野横断的支援体制の充実

【現状と課題】

高齢化が進む中、これまでの公的サービスのみでは、多様化・増大する福祉ニーズに柔軟に対応することが難しくなります。

また、高齢者や障害のある人の居住の確保、自殺防止、生活困窮者への支援、ひきこもりや閉じこもりへの対応、虐待の防止など、複合的な課題を抱える人に対しては、様々な分野の専門機関等が連携し、包括的・分野横断的な支援が求められます。

国では、2014年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行など、増大する貧困や生活困窮への対策を進めてきました。さらに、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行により、市民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、再犯の防止への取組を進めるなど、多様な分野にまたがる諸課題への対応を図ってきました。

そうした中、2017年2月には、制度・分野ごとに「縦割り」ととらえられてきた諸課題に対し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として「地域共生社会」の実現を目標に掲げ、包括的・分野横断的な支援に向けた体制整備を進めています。

本市でも、上記の考え方にに基づき、「地域共生社会」の実現に向けて、地域での支え合いの力を十分に引き出しながら、地域ぐるみの見守りをはじめとする様々な主体の連携により、包括的・分野横断的な取組を推進することが求められます。

【施策の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりに向けて、地域の様々な主体と連携し、「地域共生社会」の実現に向けた包括的・分野横断的な支援体制の構築を図ります。

【市の主な取組】

・包括的・分野横断的な福祉サービスの展開

複合的な課題を抱える人に対して、関係部署・関係機関が分野横断的に連携し、包括的な支援を行う地域共生型地域包括ケアシステムを推進します。

・居住に関する横断的な支援の充実

市営住宅をはじめとする住宅に関する施策と連携をとりながら、高齢者や障害のある人の居住の安定的確保に努めます。

・自殺防止に向けた支援体制の充実

自殺防止に向けて、渋川市自殺対策計画に基づいて、学校・PTAをはじめとする地域、行政、関係機関等が連携し、啓発活動や相談支援を行います。

・保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえ、これまでの保護司による更生保護サポートセンターでの相談活動、保護司会・更生保護女性会による「社会を明るくする運動」を核として、NPO法人や関係機関をはじめ、地域の多様な主体と連携し、犯罪をした者等に対し必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労等に対する支援体制の整備を図ります。

・地域助け合い活動（生活支援体制整備）の推進

地域の困りごと（課題）や様々な助け合い活動、社会資源などの情報共有を図る場として「地域助け合い活動推進協議体」を設置し、困りごとに応じた住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●近所の人と積極的にあいさつを交わし、孤立を防ぎましょう。 ●高齢者や障害のある人を支えるボランティア活動や地域活動に参加しましょう。 ●困りごとや悩みを抱えている人が身近にいたら、行政や社協の窓口で相談することを勧めましょう。
関係機関・団体等 	●高齢者や障害のある人などの入居を支援しましょう。 ●地域で孤立したり、悩みごとを抱えている人がいたら、相談機関につなぎましょう。 ●社会復帰に向けた様々な取組を支援しましょう。

基本目標3 健康で生きがいを持って暮らせるまち

1 健康・生きがいづくりの推進

(1) 子どもと女性の健康づくりの充実

【現状と課題】

生涯にわたり健康な生活を送るためには、子どもの頃から健全な生活習慣を身に付け、自ら健康づくりに取り組むことが重要です。

本市では健康推進員[※]や食生活改善推進員[※]などと連携し、乳幼児期からの全ての市民の健康増進や食習慣の改善に取り組んでいます。

女性については、乳がん、子宮がんをはじめ、女性特有の疾病に関する知識の普及と予防への取組が必要です。また、過度なダイエットや喫煙・飲酒などは、本人の健康だけでなく、胎児や乳幼児の発育にも悪影響があることから、十分な知識を普及するとともに、生活習慣の改善に向けた支援を行うことが求められます。

心の健康づくりについても、成長段階に応じた適切な知識の普及とともに、相談等を通じた適切な支援が必要です。

今後は、生涯にわたっていきいきとした生活を送るための健康づくりに向けて、行政・学校・関係機関等の連携により、健康寿命[※]の延伸を見据えた、母子の健康づくりの充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、母子の疾病予防や心と体の健康維持・増進に向けた各種事業や取組の充実を図ります。

【市の主な取組】

・母子の健康づくりの充実

妊産婦の健康診査や育児講座、子どもの病気や障害の早期発見と早期対応、発育・発達の確認と育児指導など、妊娠から出産・子育ての各段階に応じて、適切な疾病予防と健康維持増進に向けた指導や助言を行うとともに、各種事業を実施します。

.....
※ 健康推進員：市民の積極的な参加による保健組織の育成強化を図り、本市の母子保健及び生活習慣病予防活動を推進し、市民の自主的な健康づくりに寄与するために、各地区の自治会長の推薦を得た方へ委嘱している。

※ 食生活改善推進員：自分の健康は自分で守るという認識のもとに、地域に密着した食生活及び生活習慣改善の運動を積極的に推進している。

※ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

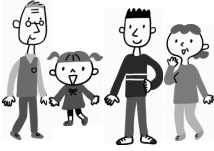
・生活習慣の改善への支援

関係機関や健康推進員・食生活改善推進員活動等、地域の様々な活動と連携し、乳幼児の発達段階に応じた離乳食指導など、全ての市民の生活習慣の改善に向けた取組を支援します。

・相談体制の充実

育児全般の相談ができる場の提供をはじめ、親子がともに安心して成長段階に応じた適切な相談を受けられるよう、体制整備を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●健康づくりに関する知識を積極的に身に付けましょう。 ●地域の子どもたちが安全に外遊びなどができるよう、見守りに努めましょう。 ●自分や家族の生活習慣について考え、改善に努めましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、母子の健康づくりを支援しましょう。 ●生活習慣の改善に向けた啓発活動を支援しましょう。

(2) 成人の健康づくりの充実

【現状と課題】

いつまでも健康でいきいきと暮らし続けるためには、普段からの正しい生活習慣の実践と意識的な健康づくりの取組が重要です。

本市では、生活習慣改善と健康づくりに向けた啓発や、健康診査・各種がん検診等の実施と受診率向上に向けた啓発活動を行っています。

今後も、関係機関等と連携し、食事や運動など、普段の生活を通じた健康づくりの情報発信、意識啓発を一層推進する必要があります。

また、健康診査及び保健指導の充実を図るとともに、事業所等における健康診査実施の促進や、がん検診等の受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療を促進する必要があります。

【施策の方向性】

2018年度からスタートした「健康プランしづかわ21（第3期渋川市健康増進計画）」に基づき、健康寿命の延伸を基本目標とし、健康でいきいきとした暮らしの継続と疾病の予防に向けた生活習慣の改善や健康診査、保健指導等を通じた市民の自主的な健康づくりを支援します。

また、一人ひとりの状況に応じたスポーツ活動を通して、市民の健康づくりを推進します。

【市の主な取組】

・生活習慣病予防の推進

成人の健康づくりに向けて、健康診査、各種がん検診、健康相談の実施と生活習慣病予防のための受診勧奨、保健指導等を実施します。

・スポーツを通じた市民の健康づくりの推進

しづかわスポーツクラブ等と連携し、各種スポーツ教室・大会の開催等を通じた市民の健康づくりを支援します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●食事や睡眠、運動など、自分や家族の生活習慣を見直し、自主的な健康づくりに取り組みましょう。 ●健康診査や各種がん検診等を積極的に受診しましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、市民の健康づくりを支援しましょう。 ●事業所等において、従業員の生活習慣の改善に向けた取組を推進しましょう。

（３）高齢者や障害のある人等の健康・生きがいづくりの充実

【現状と課題】

年齢に関わりなく、地域の人たちとつながりを持ち、趣味や地域活動などに取り組むことは、健康で豊かな人生を送る上で非常に重要です。

本市では、渋川市社協と連携し、サロン活動や健康相談、活動の場の提供など、高齢者や障害のある人の健康・生きがいづくりに向けて様々な事業を展開しています。

また、市民の自主的な活動として、老人クラブ等による活動や、高齢者の就労・生きがいづくりを目的としたシルバー人材センターの活動などが展開されています。

一方で、市民のライフスタイルやニーズは多様化しており、そうした変化に対応した活動メニューの充実が求められています。また、地域の様々な健康・生きがいづくり活動が一層活発に行われるよう、活動の周知と支援が必要です。

【施策の方向性】

健康寿命の延伸に向けて、老人クラブやシルバー人材センターなど、地域の様々な主体と連携し、高齢者や障害のある人のニーズに合った健康・生きがいづくり活動への支援を行います。

また、地域が主催するいきいきサロンなどに出向き、健康づくりへの支援を行います。

【市の主な取組】

・健康・生きがいづくり活動への支援

老人クラブ、シルバー人材センター、ボランティア、いきいきサロン活動など、地域の様々な主体と連携し、高齢者や障害のある人の健康・生きがいづくり活動への支援を行います。

・情報提供の推進

高齢者や障害のある人が健康・生きがいづくり活動等に気軽に参加できるよう、多様な媒体を活用し、情報提供を推進します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●行政や渋川市社協等の事業へ積極的に参加しましょう。 ●ボランティア、NPOなど地域の活動に積極的に参加しましょう。 ●老人クラブ、シルバー人材センター、サロン活動等に積極的に参加しましょう。
関係機関・団体等 	●サロン活動など、高齢者の交流活動を促進しましょう。 ●行政等と連携した事業を推進しましょう。 ●老人クラブ、子ども会などと連携し、世代間交流を促進しましょう。

2 地域医療の充実

(1) 地域医療体制の充実

【現状と課題】

市民が地域で安心して暮らす上で、地域医療体制の充実是不可欠です。

本市では、初期（一次）救急として、夜間急患診療所、休日在宅当番医による休日の診療体制を設けています。また、二次救急（病院群輪番制）として、休日・夜間に、主として入院を必要とする重症患者の診療を行うため、渋川医療センター、関口病院、北毛病院、渋川中央病院、北関東循環器病院の5つの病院が当番制で診療体制をとっています。そして、初期（一次）及び二次救急医療施設の後方病院として、医療施設及び救急搬送機関からの重篤患者を、24 時間体制で市域を超えてより広域的に受け入れを行う三次救急（救命救急センター）の体制で運営されています。

また、地域包括ケアシステムの構築を進める中、医療・看護・介護の総合的な体制づくりに向けて、2016 年に「渋川地区在宅医療介護連携支援センター※」を「渋川ほっとプラザ」内に設置しました。

今後は、市民が安心できる地域医療体制の構築のため、各医療機関が連携し医療体制の一層の充実を図るとともに、在宅における医療・看護・介護・福祉連携の推進を図ることが求められます。

【施策の方向性】

市民が安心できる地域医療体制の構築に向けて、近隣自治体等と連携し、救急医療体制の一層の充実を図るとともに、在宅における医療・看護・介護・福祉連携を推進します。

【市の主な取組】

・地域医療体制の充実

2016 年4月に開院した渋川医療センターが地域医療の核となり、地域の病院と診療所との機能分担の明確化や医療連携を推進し、円滑な地域医療が行えるよう、地域医療体制の充実に努めます。また、広域災害に対する医療救護体制を確立するため、関係機関や近隣自治体との連携強化を図ります。

.....
※ 渋川地区在宅医療介護連携支援センター：医療・介護間の多職種連携の推進により、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供の実現に向けた、地域の医療・介護従事者の連携拠点。

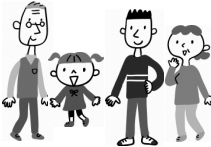
・救急医療体制の充実

救急時における適切な対応を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図り、夜間急患診療所、休日当番医制や病院群輪番制を促進するなど救急医療体制の充実に努めます。また、AED（自動体外式除細動器）の計画的な配備と心肺蘇生法など応急手当方法の普及・啓発などを推進します。

・かかりつけ医等の普及

医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性について普及啓発を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●身近に健康上の相談ができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう努めましょう。 ●救急車の適正利用に努めましょう。 ●応急手当法などの講習に積極的に参加しましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、救急医療体制等への協力に努めましょう。 ●かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及に努めましょう。 ●AEDの設置を推進しましょう。

基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

1 安全対策の充実

(1) 避難行動要支援者等への支援体制の充実

【現状と課題】

高齢化が進むとともに、認知症を伴う高齢者など、様々な支援を必要とする人の増加が見込まれます。また、先の東日本大震災のような大規模災害時には、妊産婦や乳幼児、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、支援が必要な人たちの避難にあたって、避難誘導、適切な避難場所の確保など、多くの課題が浮き彫りになりました。

本市においても、地域に住む要支援者の安全確保が大きな課題となっています。

今後は、個人情報保護に細心の注意を払いながら、本市の各担当部局と民生委員児童委員、自治会などがそれぞれに把握している情報を共有し、最新の情報把握に努めるとともに、地域ぐるみで要支援者の安全確保に向けた支援体制づくりにあたる必要があります。

【施策の方向性】

個人情報保護に細心の注意を払いながら、本市の各担当部局・民生委員児童委員・自治会・消防・救急医療機関など市内の様々な関連団体・機関と連携し、高齢者や障害のある人など要支援者の適切な把握と情報共有、安全確保に努めます。

【市の主な取組】

・要支援者情報の把握と共有

災害時避難行動要支援者名簿の適正な管理を行うとともに、市内の様々な関連団体・機関と連携し、個人情報の保護に細心の注意を払いながら、災害時に支援が必要な人についての情報の共有を図ります。

・要支援者の安全確保

渋川市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の的確な支援に努めます。

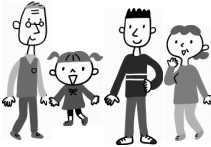
また、障害のある人の受け入れについて、障害福祉施設と福祉避難所の協定が締結されていますが、高齢者などを受け入れてもらえるよう、社会福祉施設等との協定の締結を進めます。

・要支援者の見守り

民生委員児童委員、自治会などと連携し、地域ぐるみの見守り体制の確保に努めます。

緊急通報システムの設置など、ひとり暮らし高齢者等の居宅における急病などの突発的な事態への適切な対応を図ります。また、緊急時に迅速な救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関の啓発や「救急医療情報キット※」の配布を促進します。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●行政や民生委員児童委員等による要支援者の把握に協力しましょう。 ●要支援者の状況変化に気づいたら、行政等に伝えましょう。 ●地域に住む要支援者への支援に協力しましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、要支援者の把握と情報共有に努めましょう。 ●行政等と連携し、要支援者への支援を図りましょう。

（２）防犯・防災対策の充実

【現状と課題】

近年、子どもや女性、高齢者、障害のある人などが巻き込まれる犯罪が増加しており、本市においても地域のパトロール活動や犯罪被害防止に向けた啓発活動などを実施しています。

防災については、特に高齢者や障害のある人など災害時要支援者の把握と安全確保が大きな課題です。要支援者への情報伝達や安全な避難について、市民、自治会、行政、関係機関、渋川市社協等、地域が連携して準備と支援を行うことが重要です。

今後は、犯罪の防止に向けて、地域でのパトロールの実施や情報共有など、地域で一層の連携を図っていくことが必要です。また、消防署や消防団、警察署、地域の様々な活動と連携しながら、地域ぐるみの防災対策を進めていく必要があります。

※ 救急医療情報キット：自宅での事故、災害、急病などの緊急時に、周囲の人が適切に対応できるよう、「かかりつけの病院」「持病」「服用中の薬」などの医療情報や、緊急連絡先等を記載したカードを、専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくもの。

【施策の方向性】

地域でのパトロールの実施や防犯・防災情報の共有、消防団や自主防災組織等の地域防災組織の充実、防災施設の整備・備蓄品の配備など、消防署や警察署をはじめとする地域の様々な関係機関等と連携しながら、地域ぐるみの防犯・防災対策を進めます。

【市の主な取組】

・安全・安心なまちづくりの推進

青色防犯パトロールの活動支援、防犯灯・防犯カメラの設置による防犯環境の整備を行うとともに、市民、防犯団体、行政、関係機関等の連携により、地域防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図ります。

・防災施設の整備

災害から市民の生命、財産などを守り、安全を確保するため、防災行政無線など市全域への迅速な情報伝達手段を確保します。また、渋川市地域防災計画に基づき、災害時の備蓄品の計画的な更新・配備を行います。

・地域の防災組織・協力体制の充実

地域における防災力の強化を図るため、消防団の育成や自主防災組織の立ち上げを促進します。

災害時に備え、災害時相互応援協定締結団体との連携を強化します。また、民間企業やボランティア団体との防災協定の締結をさらに進め、協力体制の充実に努めます。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●日頃の生活の中で、子どもや女性、高齢者、障害のある人の見守りに努めましょう。 ●地域の自主防災組織、消防団活動への協力を努めましょう。 ●災害ボランティア等の活動に参加しましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、地域の防犯・防災体制の充実に協力しましょう。 ●避難が必要な人に関する情報提供などに努めましょう。 ●行政等と連携し、災害時の連携・協力を努めましょう。 ●災害ボランティアの養成に努めましょう。

（３）交通安全体制の整備

【現状と課題】

本市では、近年、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故件数は横ばいで、全体に占める割合は高くなっています。

今後は、市民の交通安全の確保に向けて、自治会、学校、PTA、警察等、地域で連携し、交通安全知識の普及、交通マナー向上に向けた取組などを進める必要があります。また、道路の危険箇所を把握し、事故防止に向けた整備を進める必要があります。

【施策の方向性】

交通指導員等による交通安全指導など、交通安全意識を醸成するとともに、交通安全施設の整備充実を図ります。

【市の主な取組】

・交通安全意識の醸成

市民の交通マナーの向上と交通事故の防止に向けて、交通安全協会等と連携し、街頭指導や啓発活動、交通指導員等による交通安全教室などを実施します。

・交通安全施設の整備充実

交通安全対策の必要な地域に交通安全施設の整備を行うとともに、交通安全対策を行うことで子ども、高齢者、障害のある人などの交通弱者をはじめとする市民の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の整備を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●安全運転に心がけましょう。 ●交通安全に関する講習等に参加しましょう。 ●家庭で、交通安全について話し合いましょう。 ●道路の危険箇所を見つけたら、行政に知らせましょう。
関係機関・団体等 	●事業所等で、安全運転に心がけましょう。 ●地域の交通安全に関する活動を支援しましょう。

2 活動しやすい環境づくりの推進

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、道路や建物のバリアフリー化など、利用しやすい環境整備が必要です。また、妊婦や子ども連れの人が、気兼ねなく外出し、活動できるまちの機能・デザインへの配慮も重要です。

本市では、利用者の多様な視点に立ちながら、市内の施設・設備のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに基づく施設・設備の整備促進に努めていますが、今後も、誰もが安心して外出できるよう、市内のバリアフリー化された施設等の情報を収集し、広く市民に提供していくことが重要です。

【施策の方向性】

市内の公共施設・設備のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。また、誰もが安心して外出できるよう、バリアフリー化された施設等について、地域の関係機関、団体等と連携して情報収集し、周知を図ります。

【市の主な取組】

・バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

公共施設へのエレベーターや多機能トイレの設置、市街地における歩道の段差解消など、バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく整備を図ります。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●点字ブロックの妨げとならないよう配慮しましょう。 ●通行に不便な箇所などについて、行政に知らせましょう。
関係機関・団体等 	●行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の収集・提供に協力しましょう。 ●バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく製品づくりやサービス提供を図りましょう。

（２）移動・外出環境の充実

【現状と課題】

高齢者や障害のある人など、誰もが気軽に外出することができるために、鉄道や路線バスなどの公共交通機関は重要な移動手段です。

本市では、バス事業者と連携し、市内各地区に向けた乗合バスを運行するとともに、高齢者向けに敬老割引バス回数券を発行するなど、市民が気軽に外出できる環境づくりに向けた支援に取り組んでいます。

市民意識調査結果では、地域福祉に関する施策について「施設や道路・交通機関の整備」の満足度が低い一方で、重要度は高いことから、移動・外出環境の充実に優先的に取り組むことが期待されているものと考えられます。

今後は、誰もが気軽に外出できるよう、交通弱者の移動手段の利用実態を踏まえた上で、鉄道や路線バス、タクシー等の連携を図るとともに、移動手段や外出に関する情報を広く市民に提供していくことが重要です。

【施策の方向性】

移動・外出環境の整備に向け、鉄道や路線バス、タクシー等の連携を図るとともに、移動手段や外出に関する情報提供の充実を図ります。

また、交通弱者の移動手段を確保するため、市全体の公共交通等のあり方について検討を進めます。

【市の主な取組】

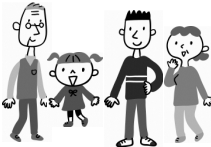
・地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築

高齢者等、交通弱者の移動手段の利用実態を踏まえた上で、鉄道や路線バス、タクシー等の連携など、地域の特性に応じた効果的な公共交通のネットワークを構築し、利用者の利便性の向上を図るとともに、効率的な移動手段の確保に努めます。

・移動・外出に関する情報提供の充実

市のホームページ等を活用し、鉄道や路線バスの運行情報や外出ボランティアに関する情報など、移動手段や外出に関する情報提供の充実に努めます。

【市民、関係機関・団体等の取組】

市民 	●地域の公共交通機関を積極的に利用しましょう。 ●市のホームページを活用し、情報入手に努めましょう。
関係機関・団体等 	●地域の公共交通機関を積極的に利用しましょう。 ●高齢者や障害のある人等の外出支援サービスの提供に努めましょう。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域の全ての市民です。自分たちのまちをより住みやすく、住み続けたいまちにしていくためには、行政の取組だけでなく、市民の主体的な活動が不可欠です。

また、それぞれの地域特性に応じたニーズや課題に対応していくためには、そこで暮らす市民と、自治会やボランティア団体、事業所などがそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携していくことが重要です。

本計画は、市民をはじめ、渋川市、渋川市社協、地域団体、ボランティア、市内企業・事業所などが協働・連携して推進します。その中で、地域福祉推進の核となる渋川市社協の活動強化に向けて、様々な支援の充実を図ります。

また、福祉においては、それぞれの分野で圏域を設定し、サービス供給についての考え方などを整理していますが、本計画においては、それら各福祉分野における圏域設定の特性を踏まえながらも、ニーズや課題に応じて柔軟に対応できるよう、固定的な圏域設定は行わず、本計画を推進します。

■計画推進に向けた協働・連携のイメージ図



第2節 計画の評価と見直しに向けて

本計画の推進に向けて、計画の目指す基本理念や基本目標をはじめとする、施策展開の方向性について、市民、渋川市、渋川市社協、地域団体、ボランティア、事業所など関係する全ての主体が共通の理解を持つことが重要です。

そのため、本計画の内容について、市の広報紙やホームページなどを通して広く市民への周知を図ります。

また、渋川市社協をはじめ、関係団体との連携のもと、本市を取り巻く状況や社会情勢の変化を注意深く見極めながら、必要に応じて計画の評価及び見直しを行います。

資料編

1 渋川市地域福祉推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく渋川市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直し並びに同法第55条の2第8項の規定に基づき社会福祉法人が計画する地域公益事業についての助言等を行うにあたり、広く市民等の意見を聴くため、渋川市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 計画の策定及び見直しに関し意見を述べること。
- （2） その他、計画策定に必要な事項に関し意見を述べること。
- （3） 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 社会福祉関係者
- （2） 保健医療関係者
- （3） 市民代表
- （4） その他市長が適当と認める者

2 委員会は、委員16人以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱した日から翌年度末とする。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 渋川市地域福祉推進委員会委員名簿

	所属	委員氏名	備考
1	渋川市民生委員児童委員協議会	小 澤 義 孝	
2	渋川市老人クラブ連合会	五 味 義 雄	
3	渋川市社会福祉協議会	佐 久 間 功	
4	渋川市ボランティア連絡協議会	押 江 貴 代 美	副委員長
5	渋川地区障害者福祉協議会	佐 藤 智 子	
6	渋川広域障害保健福祉事業者協議会	眞 下 宗 司	委員長
7	渋川市人権擁護委員協議会	猪 熊 正 道	
8	渋川市社会福祉法人連絡会	眞 下 誠 治	～2018.9.11 (前委員長)
		鈴 木 基 晴	2018.10.10～
9	渋川地区医師会	川 島 理	
10	渋川・北群馬歯科医師会	石 北 裕	
11	渋川市自治会連合会	爲 谷 賢 司	
12	市民委員（公募）	阿 久 澤 美 和	
13	渋川市小中学校校長会	狩 野 俊 輔	
14	渋川市子ども会育成会連絡協議会	今 井 悦 子	
15	渋川保健福祉事務所	見 城 秀 樹	

敬称略

3 渋川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 渋川市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しにあたり、必要な事項を協議するため、渋川市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）計画の策定及び見直しに関する事項

（2）その他、計画策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から平成31年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、保健福祉部長とし、副委員長は委員長が指名する者とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成31年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

役職	職名
委員長	保健福祉部長
委員	総務課長
委員	新政策課長
委員	市民協働推進課長
委員	こども課長
委員	高齢福祉課長
委員	地域包括支援センター所長
委員	健康管理課長
委員	教育総務課長
委員	生涯学習課長

4 策定経過

期 日	内 容	
2017 年 12 月 1 日～15 日	市民意識調査	・ 18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした市民意識調査を実施
2018 年 3 月 5 日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し方針について報告
7 月 18 日	渋川市地域福祉計画庁内検討委員会（第 1 回）	・ 渋川市地域福祉計画中間見直しについて ・ 中間見直しスケジュールについて
7 月 24 日	渋川市地域福祉推進委員会（第 1 回）	・ 渋川市地域福祉計画中間見直しについて ・ 中間見直しスケジュールについて
8 月 28 日	渋川市地域福祉計画庁内検討委員会（第 2 回）	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（骨子案）について
10 月 25 日	渋川市地域福祉計画庁内検討委員会（第 3 回）	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（案）について
11 月 5 日	渋川市地域福祉推進委員会（第 2 回）	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（案）について
12 月 7 日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（案）について協議
12 月 17 日 ～2019 年 1 月 15 日	市民意見公募	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（案）に関する市民意見公募を実施
1 月 21 日	渋川市地域福祉計画庁内検討委員会（第 4 回）	・ 市民意見公募の実施結果について ・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（最終案）について
1 月 29 日	渋川市地域福祉推進委員会（第 3 回）	・ 市民意見公募の実施結果について ・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（最終案）について
3 月 5 日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会	・ 渋川市地域福祉計画中間見直し（最終案）について報告

5 統計データ

(1) 人口や世帯の状況

①人口の推移

(人)	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
0～14 歳	9,232	8,985	8,760	8,507	8,233
15～64 歳	48,511	47,373	46,237	45,012	43,873
65 歳以上	24,073	24,653	25,257	25,665	25,979
総人口	81,816	81,011	80,254	79,184	78,085

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

②世帯の推移

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
世帯数（世帯）	31,781	31,950	32,099	32,107	32,208
1 世帯当たり 人員（人）	2.57	2.54	2.50	2.47	2.42

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

③地区別人口の推移

(人)	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
渋川地区	44,636	44,264	43,984	43,439	42,929
伊香保地区	3,120	3,043	2,981	2,909	2,825
小野上地区	1,695	1,658	1,632	1,590	1,564
子持地区	11,912	11,810	11,773	11,689	11,553
赤城地区	10,798	10,624	10,430	10,240	10,021
北橘地区	9,655	9,612	9,454	9,317	9,193
合計	81,816	81,011	80,254	79,184	78,085

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(2) 子どもの状況

①出生数の状況

(人)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
出生数	499	459	470	422

資料：市民課

②保育所（園）等

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
施設数（箇所）	13	13	13	13	13
児童数（人）	1,524	1,515	1,565	1,549	1,521

資料：こども課（各年4月1日現在）

③幼稚園

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
施設数（箇所）	7	7	7	7	7
児童数（人）	778	764	741	676	637

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

④小・中学校

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
小学校数（校）	16	16	16	14	14
児童数（人）	3,759	3,724	3,588	3,492	3,500
中学校数（校）	10	10	9	9	9
生徒数（人）	2,202	2,102	2,031	1,945	1,892

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(3) 高齢者の状況

①高齢化率

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
65 歳以上（人）	24,073	24,653	25,257	25,665	25,979
高齢化率（％）	29.4	30.4	31.5	32.4	33.2

資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

②地区別高齢者人口と高齢化率の推移

（人）	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
渋川地区	12,562 28.1	12,850 29.0	13,121 29.8	13,329 30.7	13,502 31.0
伊香保地区	1,148 36.8	1,156 38.0	1,177 39.5	1,174 40.4	1,178 41.6
小野上地区	579 34.2	592 35.7	604 37.0	625 39.3	641 40.9
子持地区	3,528 29.6	3,623 30.7	3,725 31.6	3,785 32.4	3,824 33.0
赤城地区	3,545 32.8	3,633 34.2	3,721 35.7	3,778 36.9	3,781 37.7
北橘地区	2,711 28.1	2,799 29.1	2,909 30.8	2,974 31.9	3,053 33.2

※上段：高齢者人口（人）、下段：高齢化率（％）

資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

③ひとり暮らし高齢者

（人）	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
ひとり暮らし 高齢者	2,496	2,625	2,686	2,374	2,399

※2016 年以前は 65 歳以上、2017 年以降は 70 歳以上

資料：高齢福祉課（各年 6 月 1 日現在）

④高齢者夫婦のみ世帯・ひとり暮らし高齢者世帯

（％）	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
高齢者夫婦のみ世帯	6.8	8.7	10.2	12.5	12.2
ひとり暮らし高齢者世帯	4.6	5.7	7.4	9.2	11.9

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑤要支援・要介護認定者

	要支援（人）		要介護（人）					合計 （人）	認定率 （％）
	1	2	1	2	3	4	5		
2014 年	423	466	972	769	579	564	575	4,348	18.1
2015 年	494	503	940	745	626	550	560	4,418	17.9
2016 年	557	515	905	741	636	596	524	4,474	17.7
2017 年	542	510	950	747	681	637	517	4,584	17.9
2018 年	520	529	886	783	674	708	538	4,638	18.0

※認定率は、第 1 号被保険者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合

資料：高齢福祉課（各年 9 月末日現在）

⑥老人クラブ

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
クラブ数（団体）	126	125	123	114	111
会員数（人）	8,747	8,366	7,898	7,308	6,986

資料：高齢福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（４）障害のある人の状況

①療育手帳所持者（知的障害）

（人）		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
合計		630	639	653	671	670
年齢別	18 歳未満	124	123	124	124	118
	18 歳以上	506	516	529	547	552
等級別	軽度	204	213	224	236	233
	中度	202	202	207	204	201
	重度	224	224	222	231	236

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

②身体障害者手帳所持者（身体障害）

(人)		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
合計		3,643	3,664	3,566	3,479	3,466
年齢別	18 歳未満	43	41	41	41	40
	18 歳以上	3,600	3,623	3,525	3,438	3,426
等級別	1 級	1,314	1,317	1,278	1,273	1,282
	2 級	539	546	528	502	506
	3 級	618	612	611	578	575
	4 級	722	725	699	687	672
	5 級	243	251	245	231	223
	6 級	207	213	205	208	208
種類別	視覚障害	234	229	228	210	200
	聴覚障害 ・ 平衡機能障害	289	308	305	312	315
	音声・言語・そ しゃく機能障害	40	41	46	44	45
	肢体不自由	1,985	1,972	1,881	1,824	1,799
	内部障害	1,095	1,114	1,106	1,089	1,107

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害）・自立支援医療制度（精神通院）受給者

(人)	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	409	432	444	485	490
自立支援医療制度 （精神通院）受給者数	770	835	832	891	900

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(5) 地域の状況

①医療施設

(軒)	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
病院	10	10	10	10	9
一般診療所	56	58	57	57	57
歯科診療所	33	33	33	33	33

資料：医療施設調査（各年 10 月 1 日現在）

②総合相談

(件)		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総数		283	284	249	252	256
内容	生計	7	6	10	8	15
	家族	29	29	20	32	26
	職業 生業	6	4	9	5	7
	結婚 離婚	41	40	31	30	35
	住宅	21	31	23	29	25
	財産	98	106	93	92	83
	教育 青少年問題	1	0	0	3	1
	老人福祉	2	1	0	2	2
	事故	8	16	7	6	2
	苦情	8	7	9	8	13
	法律	9	7	6	19	27
	医療	2	0	2	3	1
	その他	51	37	39	15	19
	児童福祉 母子保健	0	0	0	0	0

資料：浜川市社協

③生活保護法による扶助（延人員）

(人)		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
生活扶助		5,447	5,563	5,201	5,207	5,013
住宅扶助		4,498	4,619	4,341	4,245	4,042
医療扶助	入院	475	548	466	471	523
	入院外	4,799	4,924	4,804	4,761	4,545
教育扶助		240	237	252	227	186
出産扶助		0	1	0	0	1
生業扶助		81	91	49	66	49
葬祭扶助		8	9	5	5	11
介護扶助		1,014	1,098	1,173	1,312	1,416

資料：社会福祉課

④救急出動

■事故別の救急出動の状況

(件)		2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
総数		4,107	4,104	4,095	4,056	4,257
内容	火災	37	44	41	31	63
	自然災害	0	0	0	0	0
	水難	0	0	2	1	0
	交通	322	379	321	309	301
	労働災害	32	24	28	36	35
	運動災害	17	15	20	17	22
	自損行為	21	26	24	30	40
	加害	12	9	9	7	10
	急病	2,529	2,402	2,529	2,465	2,609
	一般負傷	594	657	607	620	584
	転院搬送	515	499	465	494	538
	その他	28	49	49	46	55
収容人員（人）		3,835	3,768	3,779	3,750	3,912

資料：消防本部

⑤交通事故

■交通事故発生状況

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
発生件数（件）	671	656	589	608	531
死者数（人）	5	7	1	3	4
負傷者数（人）	898	837	775	780	682

資料： 渋川市交通安全計画（2016～2020 年度）

■各種別の交通事故発生状況

(件)	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
事故発生総件数	671	656	589	608	531
高齢者が関係した事故	212	211	188	210	206
若者が関係した事故	158	171	157	160	133
自転車に関係した事故	62	49	49	55	45
子どもに関係した事故	23	10	10	10	7

※「高齢者」は 65 歳以上、「若者」は 16 歳以上 24 歳以下、「子ども」は 15 歳以下

資料：渋川市交通安全計画（2016～2020 年度）

⑥犯罪発生状況

(件)		2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
総数		824	746	679	648	481
内容	凶悪犯	3	3	4	1	0
	粗暴犯	47	50	76	110	78
	窃盗犯	572	539	468	421	296
	知能犯	31	27	36	35	26
	風俗犯	12	8	1	2	7
	その他	159	119	94	79	74

資料：渋川警察署

⑦ボランティアの状況

■団体登録

分野	団体数（団体）	人数（人）
福祉	40	672
趣味	21	283
子育て	4	42
環境	3	103
その他	19	956
合計	87	2,056

■個人登録

登録人数	54 人
------	------

資料：渋川市社協 ボランティアセンター（2018 年 10 月 1 日現在）

渋川市地域福祉計画

2019 年度～2023 年度

発行年月：2019 年 3 月

発 行：渋川市

編 集：渋川市 保健福祉部 社会福祉課

所在地：〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL：0279-22-2111 FAX：0279-24-6541

